

大規模地震防災・減災対策大綱

平成26年3月

中央防災会議

目 次

本大綱決定の背景	1
本大綱の位置づけ	2
1. 事前防災	3
(1) 建築物の耐震化等	3
(2) 津波対策	5
(3) 火災対策	10
(4) 土砂災害・地盤災害対策	12
(5) ライフライン及びインフラの確保対策	12
(6) 長周期地震動対策	14
(7) 液状化対策	14
(8) リスクコミュニケーションの推進	14
(9) 防災教育・防災訓練の充実	15
(10) ボランティアとの連携	16
(11) 総合的な防災力の向上	16
(12) 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用	18
2. 災害発生時の効果的な災害応急対策への備え	20
(1) 災害対応体制の構築	20
(2) 原子力事業所への対応	20
(3) 救助・救急対策	21
(4) 医療対策	22
(5) 消火活動等	22
(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	23
(7) 食料・水、生活必需品等の物資の調達	25
(8) 燃料の供給対策	26
(9) 避難者等への対応	27
(10) 帰宅困難者等への対応	31
(11) ライフライン及びインフラの復旧対策	33
(12) 保健衛生・防疫対策	34
(13) 遺体対策	34
(14) 災害廃棄物等の処理対策	34
(15) 防災情報対策	35
(16) 社会秩序の確保・安定	37
(17) 多様な空間の効果的利用の実現	37
(18) 広域連携・支援体制の確立	37

3. 被災地内外における混乱の防止.....	39
(1) 基幹交通網の確保.....	39
(2) 民間企業等の事業継続性の確保.....	39
(3) 国、地方公共団体の業務継続性の確保.....	40
4. 様々な地域的課題への対応.....	41
(1) 地下街、高層ビル、ターミナル駅等の安全確保.....	41
(2) ゼロメートル地帯の安全確保.....	41
(3) 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保等.....	42
(4) 道路交通渋滞への対応.....	42
(5) 孤立可能性の高い集落への対応.....	42
(6) 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減.....	43
(7) 積雪・寒冷地域特有の問題への対応.....	44
(8) 文化財の防災対策.....	45
(9) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応	46
5. 特に考慮すべき二次災害、複合災害、過酷な事象への対応.....	47
6. 本格復旧・復興.....	49
(1) 復興に向けた総合的な検討.....	49
(2) 被災者等の生活再建等の支援.....	49
(3) 経済の復興.....	50
7. 対策の効果的推進.....	51

本大綱決定の背景

中央防災会議では、これまで、地震防災対策の検討に当たっては、繰り返し発生している、発生確率・切迫性が高い、経済・社会への影響が大きいなどの観点から対象とする地震を選定し、それぞれの地震について行った被害想定を踏まえて、下記の地震対策大綱を策定し、対策を推進してきたところである。

- ・東海地震対策大綱（平成 15 年 5 月策定）
- ・東南海・南海地震対策大綱（平成 15 年 12 月策定）
- ・首都直下地震対策大綱（平成 17 年 9 月策定、平成 22 年 1 月修正）
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱（平成 18 年 2 月策定）
- ・中部圏・近畿圏直下地震対策大綱（平成 21 年 4 月策定）

こうした中、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。このため、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波」を検討していくこととなり、平成 24 年 4 月に発足した中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて、近い将来発生が懸念される南海トラフの海溝型地震を対象に、最大クラスの巨大地震・津波の地震動・津波高等の推計、被害の想定を行い、平成 25 年 5 月に、事前防災から災害発生時対応、復旧・復興に至る総合的な対策について最終報告として取りまとめられた。

このうち、南海トラフ地震対策に関する基本の方針及び基本的な施策に関する内容については、同年 11 月に制定された「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画において記載されることとなった。

また、首都直下地震についても平成 25 年 12 月に、中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等を対象に、地震動・津波高等の推計、被害の想定及び最終報告が取りまとめられ、このうち、同年 11 月に制定された「首都直下地震対策特別措置法」に規定する緊急対策推進基本計画において、緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針に関する内容が記載されることとなった。

一方、これまでの地震対策大綱に記載していた、今後の課題として検討すべき項目、個別の具体的な施策は、各地震に共通の内容が多く、特別措置法で定める地震防災対策推進地域等の地域に関わらず、今後、防災・減災のための大規模地震対策として一体的に進めていく必要があるものである。このため、これまで策定してきた地震対策大綱を統合するとともに、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告及び首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告において明らかになった検討課題等を追加し、新たに大規模地震防災・減災対策大綱としてとりまとめることとした。

また、本大綱の国土強靭化に関する部分については、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)における国土強靭化の推進に関して、関係する国の計画等の指針としても位置付けられる「国土強靭化基本計画」の基となる国土強靭化政策大綱を踏まえ、作成しているものである。

本大綱の位置づけ

本大綱は、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震を対象としている。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進基本計画は、推進地域における各地震防災対策の推進に関する重要事項を定めるものであるが、本大綱は、事業や計画で具体化されておらず今後の検討事項となる施策も含め、幅広く施策をまとめたものである。

これらの大規模地震に対する膨大な量の被害に対しては、災害対策の主体である市町村と国・都道府県との連携による対応の強化・充実は不可欠であるが、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が連携しながら総力を挙げて対処しなければならない。このため、本大綱では、行政による「公助」だけでなく、「自助」「共助」により取り組むべき施策についても記載し、社会全体の取組の重要性を示している。

中央防災会議は、定期的に関係府省からの報告により、本大綱に基づく対策の具体化及び推進の状況について把握し、整理するものとする。また、課題についての検討成果、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ本大綱の見直しを行っていくものとする。

なお、東海地震対策大綱、東南海・南海地震対策大綱、首都直下地震対策大綱、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱、中部圏・近畿圏直下地震対策大綱は廃止する。

1. 事前防災

(1) 建築物の耐震化等

1) 住宅その他建築物の耐震化の促進

- 建築物の被害は、津波による浸水地域以外では死傷者発生の主要因であり、さらに出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもあることから、国、地方公共団体等は、膨大な被害量をできる限り減少させるために、建築物の耐震化に重点的に取り組む。
- 地方公共団体は、住宅やその他建築物の耐震化を進めるために、個々の居住地が認識可能となる程度に詳細な地震防災マップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るとともに、補助制度、税制優遇措置等の周知及び活用の促進を図り、住宅その他の建築物の耐震診断、耐震改修及び建替を促進する。また、1981年以降に築造された新耐震基準による建築物についても、劣化の状況を把握し、必要に応じて補修を行うなど、減災対策を促進する。
- 国、地方公共団体は、特に、木造住宅密集市街地や緊急輸送道路沿いの住宅その他建築物の耐震化を緊急に推進する。

2) 耐震化を促進するための環境整備

- 国、地方公共団体は、個人の住宅等について、住みながら耐震改修ができる手法や安価で効果のある耐震改修手法等の開発、建築士等の第三者によるアドバイス等のサービスの推進、事例・費用・事業者情報・契約方法等の情報提供内容の充実及び耐震性の評価、改修に関するわかりやすいマニュアル策定、耐震診断・耐震改修の結果に基づく地震保険料の割引制度の周知と地震保険への加入促進、総合相談窓口の整備等により、住宅の耐震診断・耐震改修の促進支援策を充実する。
- 国、地方公共団体は、多数の者が利用する建築物の耐震性の確保を図るため、耐震診断の義務化に伴う結果の公表等に取り組む。また、耐震改修計画の認定に係る容積率等の緩和や、耐震・免震・制震住宅等の安全技術開発の普及を図ることにより建築物の耐震化を促進するとともに、建築物の取引(売買、賃貸借)時における耐震診断の有無等に関する情報提供、一定の耐震性を有する安全な建築物に対する表示制度の普及等により、安全な建築物の資産価値が高まる仕組の構築に取り組む。
- 国、地方公共団体は、耐震化に向けた定量的な目標の設定を行うとともに、建築行政を所管する地方公共団体が多数の者が利用する建築物等の所有者の把握に努め、所有者に対して、耐震診断又は耐震改修についての必要な指示やその指示に従わない場合の公表等の制度が活用できるように支援することにより、耐震化を促進する。
- 国、地方公共団体は、特に建替需要が発生しにくい高齢者等の住宅について、地震時の建築物の倒壊等から人命を守るため、避難用シェルターや防災ベッ

ド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化を含めた建築物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を検討する。

- 国、地方公共団体は、地震による死傷者数を減らすため、緊急地震速報の利活用や速報の迅速化を推進する。

3) 公共施設等の耐震化

- 地方公共団体は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく指導及び助言並びに指示や、庁舎、学校施設、医療施設等の個別建築物の耐震性の確保状況の公表等により耐震化の促進を図る。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、庁舎、学校、医療施設、公民館、駅等、様々な応急対策活動の拠点や避難所となりうる施設の耐震化について、数値目標を設定するなどその促進を図る。さらに、これらの施設の大規模空間の天井の脱落対策等の非構造部材の地震対策を推進する。
- 国、地方公共団体は、災害応急対策活動の拠点となる庁舎、学校、医療施設等の重要施設や津波避難ビル、不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の建築物等においては、必要に応じて、例えば震度6強以上の揺れに対しても十分な安全性を確保できるよう、耐震性に余裕を持たせることも検討する。

4) エレベータ内の閉じ込め防止技術の導入促進

- 国、地方公共団体は、地震時管制運転装置の導入の義務化や緊急地震速報を利用した地震時管制運転装置の活用の検討等により、エレベータ内の閉じ込め防止対策を促進する。

5) 家具等の固定、ガラスの飛散防止

- 国、地方公共団体は、インターネット・パンフレット等を活用して、家具等の固定器具の設置効果に関する正しい知識の普及と適切な機能を有する製品の利用促進を図るとともに、各家庭を訪問し家具類の固定・整理等を行うボランティアの育成等の対策を推進する。
- 国、地方公共団体は、家具の適切な固定が可能な住宅供給を促進するほか、安全な家具の開発・販売に積極的な事業者を表彰する制度を導入するなどにより、安全な家具の購入の促進を図る。
- 国、地方公共団体は、特に、長周期地震動による揺れの影響が大きいと想定される高層ビルにおいて、家具等の固定措置やガラスの飛散防止措置等の対策を促進する。
- 大規模集客施設等の施設において、各施設管理者等は、天井材、照明器具等の非構造部材の耐震化を促進させるとともに、国、地方公共団体は、家具等の固定措置やガラスの飛散防止措置等の実施状況の把握とその実施率の向上促進に努める。

- 国等は、家具等の固定器具やガラスの飛散防止製品の設置効果に関する検証を行う。

6) 屋外転倒物・落下物の発生防止対策

- 自動販売機の転倒防止対策について、国、地方公共団体は、自動販売機設置者に対して、耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS 規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。
- 地方公共団体は、防犯、防災両面から民間建築物の壆の解消誘導促進等のように、平常時のメリットも踏まえた総合的な屋外転倒物対策を図る。
- 看板、壁面タイル等の落下を防止するため、地方公共団体は、各管理者が適切な点検管理を行うよう管理者意識の向上、技術面での支援、指導強化等を推進する。

7) 専門家・事業者の育成

- 国、地方公共団体は、耐震診断・耐震改修の手法、各種助成制度等に関する講習会や研修会開催、専門家の登録・閲覧・紹介制度の整備及び耐震技術コンクール等による技術開発促進等の耐震化に関わる専門家・事業者の育成を図る。

(2) 津波対策

1) 津波に強い地域構造の構築

①海岸堤防等の整備

- 海岸管理者、河川管理者等は、最新の知見に基づき、発生頻度は比較的高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（以下「レベル1の津波」という。）に対応できるよう、必要に応じて海岸堤防等について計画を見直し、海岸堤防等の整備を行う。なお、東京湾、伊勢湾、大阪湾の港湾の防潮堤においては、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、レベル1の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する。
- 既設の海岸堤防等について、海岸管理者等は、レベル1の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なうことがないよう、耐震対策を行う。
- また、レベル1の津波を超える津波が海岸堤防等を越流した場合でも、背後地の被害の軽減を図ることが出来るよう、施設の効果が粘り強く發揮できるような海岸堤防等を整備するとともに、海岸管理者等は、そのための技術開発を促進する。
- 水門・陸閘等の管理者は、代替機能が確保できる水門・陸閘等を廃止するとともに、廃止できない水門・陸閘等は、自動化・遠隔操作化等の促進や、地域における施設の利用実態を勘案しつつ、常時閉鎖や統廃合の措置等を適切に講じる。また、災害時に、現場操作員の安全を確保しつつ、適切に

操作を行う体制を構築するなど、効果的な管理運用体制を確保する。

- 海岸防災林は、ある一定の規模の津波に対しては後背地への津波外力の低減や漂流物の捕捉等の被害軽減効果が見られることから、国、地方公共団体は、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を図るために加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める。
- さらに、東日本大震災から得られた重要な知見として、交通インフラ等を活用した二線堤を整備することにより、そこよりも内陸に津波の浸入をある程度抑制する機能が見られることから、国、地方公共団体は、必要に応じて整備を進める。

②津波対策を特に講すべき施設の耐浪化、配置見直し等

- 国、地方公共団体等は、地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、高齢者・障害者・乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に関わる社会福祉施設や医療施設等の建築物の耐浪化等を推進するとともに、必要に応じて、これらの施設を浸水の危険性の低い場所に立地するような配置の見直しや、近隣の高台等へ通じる避難路・避難階段の整備や緊急的な避難場所の整備、また必要に応じて住居等の高台への集団的な移転を検討するなど、想定される津波の高さや立地条件等の各地域の実情等を踏まえた津波対策を講じる。
- 特に津波による浸水が想定される地域の災害拠点病院を中心とした医療機関について、その設置者は、必要に応じて、耐浪化の推進、津波浸水対策、非常用発電施設の整備・上層階移設とその燃料の確保、衛星電話、飲料水・食料・医薬品の備蓄、ヘリポートの整備等の充実を図る。
- また、毒性物質を含む危険物等の漏洩等により住民等に被害が生じないよう、国、地方公共団体、危険物等の取扱施設の管理者等は、総合的な津波対策を講じる。

③災害リスクに対応した土地利用計画の策定・推進

- 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（以下「レベル2の津波」という。）への対応を含め、災害に強い地域を構築するため、地方公共団体は、地域の実情や将来像等を踏まえ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定していく。
- 地方公共団体は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」（以下「津波防災地域づくり法」という。）を積極的に活用し、地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で、津波災害特別警戒区域の指定により一定の社会福祉施設等の建築及びそのための開発行為について制限を行うことや、市町村条例により、津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できないおそれが大きい住宅等に対して、一定の制限

を行うことについて、地域の実情や将来像等を十分に勘案し、地域住民等の意向を十分に踏まえ、具体的に検討していく。

2) 安全で確実な避難の確保

①ハザードマップ等の整備促進

- 津波が想定される都道府県は、津波防災地域づくり法に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定を行うとともに、沿岸市町村は、都道府県の津波浸水想定や市町村地域防災計画に定めた警戒避難体制に関する事項を踏まえ、津波ハザードマップの作成・見直し・周知を推進する。
- 沿岸市町村は、津波ハザードマップは地震の規模や地形等によって、さらに内陸まで浸水するおそれがあることを周知するとともに、海拔表示や誘導標識等の現地表示によって住民をはじめ一時的滞在者や観光客にも避難への意識を高めてもらう取組を推進する。
- 市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

②津波避難計画の策定促進

- 海岸線等（津波の遡上が予想される河川等を含む）を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、緊急避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、要配慮者の避難誘導の考え方、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の策定を促進する。
- 海岸線等を有する全ての市町村は、消防団、自主防災組織、町内会、民間事業所等が参画し、地域ぐるみで津波避難計画の策定を行うとともに、要配慮者を含めた避難支援体制を確立しておく。その際、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立を含め、避難誘導等に従事する者の安全確保にも留意する。
- 国等は、レベル2の津波も考慮した津波避難に関する指針やマニュアル等に基づき、都道府県における市町村に対する津波避難計画策定指針の策定や、市町村における津波避難計画の策定・見直しを促進する。
- また、不特定多数の者が利用する施設の管理者、危険物等の取扱施設の管理者等は、レベル2の津波にも対応できるよう、津波避難計画を含む津波の対応策について、策定・見直しを促進する。
- 津波避難の方法は、徒歩を原則とし、自動車による避難は、渋滞が発生し円滑な避難が妨げられるなどの危険性があることから、沿岸市町村は、そのリスクを踏まえ、各地域で住民間の合意形成を図った上で、地域性を考慮した具体的な津波避難計画を策定し、少なくとも渋滞が発生することのないように周知徹底を図る。

- 国は、地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討等の港湾内の船舶の津波対策を支援する。
- 船舶の管理者等は、沖合で船舶が航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに沖（陸から離れた水深の深い安全水域）へ避難し、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近付かないこと、港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表された場合、状況に応じて陸上の避難場所や、沖へ避難することを基本として、津波避難計画を策定する。
- 港湾管理者は、国、地方公共団体、関係事業者等と連携し、就労者や旅行客等の様々な人が活動しており、避難に適した高台が近くにない地区や液状化しやすい埋立地が多いこと等の港湾の特殊性を考慮した津波避難計画を策定する。
- また、海水浴客、釣り客、サーファー、スキーバダイバー、港湾利用者等の来訪者は、周辺の地理状況を十分把握できていない可能性が高いことから、地方公共団体は、他の地域と連携・調整を図りながら、平常時から津波の危険性や避難路、緊急避難場所等に関する情報の周知に努める。
- さらに、地方公共団体は、多数の来訪者等が集中している時には、避難者等の殺到による事故や避難場所の収容力超過が想定されることから、避難路、緊急避難場所の整備・確保、避難訓練の実施等を通じて、避難環境を整備するとともに誘導体制の強化を図る。

③安全な避難空間の確保

- i) 避難場所・避難施設、避難路・避難階段等の整備推進
 - 避難場所・避難施設、避難路・避難階段等については、これまで、専ら、レベル1の津波を想定してその整備が図られてきたが、二つのレベルの津波を想定した対策の考え方に基づき、レベル2の津波にも対応できるよう、国は、地方公共団体が津波浸水想定等を踏まえて整備を着実に推進するためのトータルな支援を行う。その際、避難場所・避難施設等の整備に当たっては、公共用地や国有財産の有効活用も図る。
 - また、地方公共団体は、避難路において、多くの避難者が集中する区間について必要となる容量を踏まえ、十分な幅員を確保するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう各施設の耐震化対策等を実施し、安全性の確保を図る。
 - 地方公共団体は、既存の避難場所・避難施設、避難路・避難階段等について、レベル2の津波にも対応できるかどうか再点検・安全確認を行う。
 - 冬期の発災の場合、一旦避難しても寒さのため避難場所・避難施設から自宅等に衣服等を取りに戻り津波に巻き込まれるケースがあることから、地方公共団体は、対応が可能な避難場所・避難施設には暖房設備の

整備や暖房用燃料・毛布等の備蓄を行う。

- 地方公共団体は、時間と余力のある限り、安全な場所を目指す避難行動を支援するため、避難場所・避難施設の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水深の表示、地盤高の表示等により周知する。
- 国、船舶等の管理者は、航行又は係留している船舶が沖合に避難できるよう、船舶の避難海域を事前に検討して確保する。

ii) 津波避難ビル等の整備推進

- 国は、レベル2の津波にも対応できるよう、津波避難ビル等に係るガイドラインを見直した上で、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を促進する。
- 国、地方公共団体は、民間の活力を活用した一定階数の施設（商業・公共施設・住居等）の建設や外付けの避難階段等の設置の支援等により、津波避難ビル等の指定の促進を図る。

iii) 整備が完了するまでの暫定的な対応

- 海岸堤防等の整備に時間がかかることやレベル1の津波に対しても避難場所等の整備が不十分な現状を勘案し、レベル2の津波に対応できる避難場所等の整備が完了するまでの暫定的な措置として、地方公共団体は、最低でも比較的発生頻度が高い津波には対応するように少しでも高い避難場所の確保と避難路の整備等を着実に進める。

iv) 新たな施設・装備等の技術開発促進

- 国、地方公共団体は、地形条件等により、従来型の避難施設で対応することが極めて困難な地域においては、津波避難に関する新たな施設・装備等について、コストと有効性の関係等も整理しつつ、技術開発や整備を促進する。

④情報伝達手段の多重化・多様化

- 国、地方公共団体、関係事業者は、大規模地震にも対応できるように、防災行政無線、緊急速報メール、J-ALERT（全国瞬時警報システム）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化を推進する。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、伝達手段の多重化・多様化に当たっては、住民だけでなく、社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等の特に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の利用者、走行中の車両、運

行中の列車、船舶や海水浴客等に対しても、迅速・確実な情報伝達体制を構築する。

- 国、地方公共団体、関係事業者は、津波警報や避難指示等の発表する内容とその伝え方は極めて重要であり、警報自体の内容改善、情報伝達体制の充実に更に取り組むとともに、構築した情報伝達体制により、災害時に確実に伝達できる人員配置と訓練を実施する。
- 我が国は太平洋津波警報組織において北西太平洋の津波情報センターの役割を担っており、国は、環太平洋諸国へ津波情報の発信を着実に実施するとともに、その内容の改善にも取り組む。

⑤適切な避難行動の周知徹底

- 津波から安全で確実に避難するためには、「強い揺れや弱くても長い揺れが続ければ逃げる」、「大津波警報等を見聞きしたら避難」等の基本原則をはじめとした、適切な避難行動や、相手が自然である以上、常に対策の想定を超える津波が襲ってくる可能性があるという共通認識の周知徹底が不可欠であり、国等は、津波避難に関する各種ガイドライン、マニュアルに反映させるなど、その内容の普及・啓発を推進する。

(3) 火災対策

1) 出火防止対策

- 国、地方公共団体は、地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化、耐震化を促進する。国、地方公共団体、関係事業者は、地震火災発生の主要因である電気に起因する火災の発生等を防ぐため、主に市街地延焼火災の発生の危険性の高い地域を中心として、地震時の電力供給の速やかな遮断等を行う方策を含めた出火防止対策を推進するとともに、自動的にガスを遮断する機能を有効に活用した火災対策、緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発等を促進する。
- 電気に起因する火災についての発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及については、国、地方公共団体は、重点的に普及を推進すべき地域の選定や信頼性・有効性を確保するための技術的事項、適用除外とする施設や設備、需要家等の条件、適切な普及方策等について検討を行い、その推進を図る。
- 国、地方公共団体は、地震時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器、防炎カーテン等の防炎品、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の火災防止機器・器具等の普及を促進する。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、火災の原因となる電熱器具、ガス・石油製品等を利用する器具について安全な製品の開発・購入促進を図るとともに、安全対策が不十分な古い電気器具等の危険性に関する情報提供と安全な器具等への買替の促進を図る。

- 高層ビルや百貨店・旅館・病院等の不特定多数の者が利用する大規模集客施設の上層階で出火した場合、消火活動が極めて困難となることから、国、地方公共団体、関係事業者は、高層ビルや大規模集客施設について、スプリンクラー設備や防火扉等の施設・設備の耐震化等を推進する。

2) 初期消火対策

- 国、地方公共団体は、地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の火災防止機器・器具の設置、風呂水のためおき等の消火資機材の保有の促進や、家具等の転倒・落下防止対策の実施による防災行動の実施可能率の向上、消火活動を行う消防団の充実、火災の規模に応じ自らの安全が確保出来る範囲内で消火活動を行う自主防災組織の充実等を図る。
- 地方公共団体は、耐震性貯水槽の整備の他、簡易なものも含めた防火水槽や防火用水の確保、河川・海水等の自然水利利用システムの構築、遠距離送水システムの整備、下水処理水、農・工業用水の利用等、地震時にもあっても使用できる消防水利を確保する。
- 国、地方公共団体は、河川水を取水できる地点まで近づけるようにする通路・階段等の整備、水深が確保された消防用水の取水可能地点の整備等により、河川水の利用環境の整備を図る。

3) 木造住宅密集市街地等における延焼被害軽減対策

- 国、地方公共団体は、防災上危険な木造住宅密集市街地等の解消のため、市街地の再開発や土地区画整理事業等による面的整備、道路・公園等の避難地・避難場所・避難路・延焼遮断帯として機能する公共施設の整備のほか、沿道建築物の重点的な不燃化、耐火建築物・準耐火建築物への建築規制や誘導策の活用、さらに、防炎カーテン等の防炎品の利用促進等による不燃化誘導等の延焼被害軽減対策に計画的に取り組む。
- 地震時の倒壊により道路が閉塞し、消火・救助活動の支障となるおそれがあることから、国、地方公共団体は、老朽化した木造住宅・建築物の除却・耐震改修等の促進を図る。

4) 避難体制の整備

- 地方公共団体は、木造住宅密集市街地等の付近における火災からの避難場所や避難路の確保を図るため、避難路の沿道にある建築物の耐震化・不燃化、ブロック塀・石塀の解消、自動販売機の転倒防止、避難路における優先的な電線類の地中化、路上放置自転車、看板等の障害物の除去、急傾斜地の崩壊対策等による避難路の安全確保を図る。
- 地方公共団体は、都市公園の整備等による火災からの新たな避難場所の確保を図るとともに、避難場所周辺市街地の不燃化により、避難場所の安全確保

を図る。また、地方公共団体は、火災が大規模広域化し二次避難が必要となる場合に備え、火災に強い広域的な避難場所の確保を図る。

- 地方公共団体は、避難路、避難場所マップの作成、自主防災組織による避難訓練の実施等により避難路、避難場所の周知を図る。

(4) 土砂災害・地盤災害対策

- 国、地方公共団体は、地震による崩落等の危険のある崖地等の把握に努め、土砂災害特別警戒区域等の指定等を進めることで危険箇所の増加抑制を図るとともに、急傾斜地崩壊防止施設、砂防堰堤等の整備を推進する。また、がけ等に近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して、土砂災害危険箇所等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行う。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、ライフライン施設やインフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や宅地耐震化の促進、危険地区の建築物の移転促進による適切な土地利用の誘導等を進める。
- また、地震に伴い山地災害が懸念されることから、国、地方公共団体は、山地災害による被害を防止・軽減するための治山対策を進めるとともに、間伐等による多様で健全な森林の整備等により森林の国土保全機能の維持・発揮を図る。

(5) ライフライン及びインフラの確保対策

1) ライフラインの確保対策

- 地震・津波発生時にライフライン機能が寸断するがないよう、ライフライン事業者は、ライフライン施設の耐震化・耐浪化等を進めるとともに、特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの安定化に係る対策等を進める。
- 道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝整備を推進する。
- 施設が被災した場合でも、機能停止に至らないよう、ライフライン事業者及び施設の管理者は、多重化、分散化を図るとともに、停電時の非常用発電設備の整備や燃料の確保等を図る。
- 電気については、被災地域以外の地域への影響も考えられることから、国、電気事業者等は、電力需給がひっ迫するがないように、発電所、送電線網の耐震化・耐浪化等に加え、供給力の積み増し、供給ネットワークの切替、同時被災リスクの小さい電力事業者間の電力融通等による供給力の確保や、需要家への節電要請等による需要対策(計画停電を含む需要の抑制の方策の検討を含む)等の需給両面の対策を講ずることにより、電力需給の安定を図るとともに、地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。
- 震災後の公衆衛生の保全、雨水排水機能の確保等のため、下水道事業者は下水道施設の、市町村等の廃棄物処理事業者は廃棄物処理施設の耐震化・耐浪

化を進める。

2) 情報インフラの確保対策

- 通信等の情報インフラの機能を確保することは、ライフラインと同様に、応急対策活動を効果的に進める上で重要であることから、国、地方公共団体、電気通信事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化を進める。
- 施設が被災した場合でも、機能停止に至らないよう、国、地方公共団体、電気通信事業者及び施設の管理者は、ネットワークの多重化や衛星の活用を図るとともに、庁舎やネットワーク等の非常用発電設備の整備や燃料の確保等を図る。
- 国は、救助・救急を行う緊急消防援助隊の活動を円滑にするため、現在アナログ方式で運用されている消防救急無線設備のデジタル方式への移行を推進し、災害に強い情報通信基盤を構築する。
- 電気通信事業者及び関係機関等は、連携・協力して地下空間等における携帯電話・ラジオ等の不感地帯の縮小を促進する。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、それぞれが保有する独自の通信ネットワークの活用、インターネットの活用、マスメディアとの連携強化、アマチュア無線との連携、携帯電話のパケット通信の活用、衛星携帯電話の普及、地上デジタル放送、ワンセグの活用等により地震時の情報の共有化を図る。
- 地震発生時には電話の輻輳が想定されることから、電気通信事業者等は、災害用伝言ダイヤル、携帯電話用の災害用伝言板、パソコン用の web171 等の複数の安否確認手段の普及のための周知を行う。

3) 交通施設の安全・機能確保対策、広域連携のための交通基盤確保

- 交通施設の地震時の安全性を確保するため、道路管理者、鉄道事業者及び港湾管理者は、道路橋・鉄道高架橋等の耐震改修、鉄道の脱線対策等を促進する。
- 国、地方公共団体は、交通施設・車両安全対策のため、緊急地震速報の利用等を促進するとともに、迅速化を推進する。
- 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、地震により交通機能が寸断されないように、交通施設の耐震化を早急に進める。地方公共団体は、沿道・沿線家屋の耐震化、不燃化を促進する。
- 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、被災地域外を活用した代替輸送、他ルートへの迂回、他の交通モードへの転換が可能となるよう交通施設の代替性や異なる交通モード間の相互アクセス性の向上を図る。
- 道路管理者は、緊急輸送道路における道路橋の耐震改修、道路構造物の予防保全・老朽化対策、迂回路・代替路の確保等により、災害に強い道路ネットワークの整備を進めるとともに、スマート IC や緊急時入退出路の整備を進

めるなどにより、高速道路と被災地域とのアクセス性の向上を図る。

- また、道路管理者は、広域的な連携活動を支える基盤として、広域防災拠点の整備と地方公共団体間の広域的な相互連携に必要となる緊急輸送道路ネットワークの整備を図る。
- 特に緊急輸送道路等としての機能を果たすことが想定される防災上重要な道路について、道路管理者は、電柱等の倒壊等による緊急自動車等の通行に支障をきたさないよう、電柱等の道路の占用の禁止または制限の運用を適切に図る。
- 鉄道事業者は、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送及び各鉄道事業者間の相互連携等の鉄道輸送ネットワークを構築する。
- 空港管理者は、滑走路等の耐震化の推進や浸水対策を図るよう努める。また、国、地方公共団体等は、都心部におけるヘリポートの確保等を含めた航空輸送ネットワークを構築する。
- 港湾管理者、河川管理者等は、耐震強化岸壁、臨海部の広域防災拠点等の整備、橋梁等の臨港交通施設等の耐震改修、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築や、震災時の輸送路等としても活用可能な緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の整備を行う。

(6) 長周期地震動対策

- 国、関係機関は、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進める。
- 臨海部に集積する石油コンビナート地帯では、周辺への被害影響を低減するため、国、地方公共団体、関係事業者は、長周期地震動等による石油コンビナート施設の被害の防止や低減のための対策を推進する。

(7) 液状化対策

- 液状化が広範囲の地域で発生するおそれがあるため、国、地方公共団体は、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、安価で効果のある対策工法等の技術開発を促進する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、液状化のリスクを面的に把握するために必要な既存の地盤情報について、一元的な集積を促進する。

(8) リスクコミュニケーションの推進

- 国、地方公共団体は、被害想定や施設の耐震特性等に関する情報をはじめとする地域の災害リスク情報を整備し、それをわかりやすい表現方法と手段で公表すること等により、住民等との防災に関する情報の共有を図り、防災意識の向上を進める。
- 国は、产学研連携して XML ベースのデータ規格を定めるなどの取組を行うことにより、例えば、GPS 付携帯電話やカーナビゲーションを通じた居場

所周辺のリスク情報提供、道路情報提供、不動産情報検索サイトと連動したリスク情報表示等の防災情報に関する応用サービスを様々な主体が展開できるようとする。

- 地方公共団体は、国の協力の下、地質等から判断される地盤の揺れやすさ、木造住宅密集市街地、土砂災害危険箇所等の情報から評価した建築物の倒壊・延焼の危険性、道路閉塞の可能性のほか、大規模盛土造成地、埋立地、ゼロメートル地帯等の情報について、個々の居住者が認識可能となる程度に詳細に示した地震防災ハザードマップの作成・公表や土地取引時の情報開示等を進める。
- 国、地方公共団体等は、人命を守る対策に関する様々な技術や商品の導入効果に関する検証を行うとともに、インターネット、パンフレット等の媒体を活用して情報提供等を行い、正しい知識の普及を図る。
- 国、地方公共団体等は、外国からの来訪者、要配慮者等に対し災害時でも安全を確保できるようにするための緊急地震速報等の多言語化、公共交通機関、ホテル等の従業員等による避難誘導の取組等を促進する。また、都市内のサイン計画、ピクトグラムの標準化や災害時の対応行動の可視化など、様々な手段による防災情報の伝達対策に努める。
- 国は、発災時に、我が国の経済社会の状況や被害等について正確な事実を国民及び諸外国に向けて発信するため、あらかじめ広報計画を作成するなどの備えを講じる。特に、海外への情報発信については、各国政府、大使館、海外メディアを通じた情報発信の体制を整える。

(9) 防災教育・防災訓練の充実

- 国、地方公共団体、関係機関は、地域住民や企業に対し、大規模地震等に関する正確な知識や日頃からの備え（食料・水及び生活必需品等の備蓄物資、自宅の耐震診断・耐震改修、家具の固定、ブロック塀・自動販売機等の倒壊・転倒防止措置等）についての普及啓発を重点的に実施する。
- 特に、国や地方公共団体が中心となり、パンフレットの作成・配布や企業向けマニュアルの作成、相談窓口の設置やポータルサイトの開設等を行うことにより、被害を軽減する国民運動を充実させる。
- 国、地方公共団体、関係機関は、個人や地域向けの防災に関する研修や資格制度の充実及び防災教育の充実を図るとともに、自力脱出困難者の救出や負傷者の応急処置等の防災訓練、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援を地域において定期的・継続的に実施する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、大規模地震を想定した防災訓練について、企画段階から関係機関で連携を図るとともに、関係機関の合同訓練、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練及び訓練の成果を関係機関で共有・評価して更なる高度化を図る取組等を定期的・継続的に実施する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、学校教育における防災教育の充実・向上を

図るとともに、児童・生徒等による地域防災活動への参画や学校と地域との連携を促進する。

- 特に、国、地方公共団体、関係機関は、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすこととなる小・中学生等の学校教育において、地震・津波に関する正確な知識や日頃からの備え、地震・津波が発生したときの対応、地域社会への貢献等について、組織的・体系的な教育を取り組む。また、防災モデル校の設置等を推進する。
- 国、地方公共団体は、教育・訓練の機会、活動資機材及び活動機会や場の提供等により、NPO等への活動支援を推進する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、地方公共団体の首長や幹部に対する実践的な研修を実施するとともに、自主防災組織、学校単位、企業単位等の地域の実情に合わせ、防災リーダーの育成も念頭に置き、e-ラーニング等の多様な手段による研修を通じた総合的な防災教育の推進を図る。
- 国、地方公共団体、関係機関は、災害時の避難や生活再建の混乱を軽減するため、地域の住民に対して、避難所の運営のあり方、罹災証明書の申請、住宅再建等のプロセスを防災教育の中に取り込む。

(10) ボランティアとの連携

- 国、地方公共団体、関係機関は、災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターへの情報の提供、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティア活動拠点や活動用の資機材の整備等により支援し、ボランティアと連携した復旧・復興対策を効果的に進める。
- ボランティア活動が機能するためには、地域のボランティア活動が住民や医療機関等の様々な専門機関と日常的につながって機能していることが重要であり、国、地方公共団体は、こうした取組が国民的な運動となるよう各地域のボランティア活動を支援する。
- 国、地方公共団体は、災害時のボランティア活動には危険が伴うため、必要な知識を習得するための研修会等の開催を支援する。

(11) 総合的な防災力の向上

1) 地域防災力の向上

- 大規模地震災害時にあっては、要配慮者だけでも膨大な数に上ることから、個々人が可能な限り被災を免れ、負傷者や要救助者等にならないことが、医療機関や避難所等の限られた資源を最大限に活用し、ひいては災害対応力に乏しい多くの方々の命を救うことにつながること、一人ひとりの自助の取組が共助を可能とし、公助を有効にすることについて、国、地方公共団体は、国民の理解と協力を促すよう努める。
- 国、地方公共団体は、自助を推進する観点から、“自らの身の安全は自らが守る”という意識啓発を行うほか、住宅耐震診断・補強、家具の転倒防止策

の実施、地震保険の加入等を推進するよう啓発する。

- 国、地方公共団体は、発災時における家族相互の安否確認方法の確認、各家庭における水・食料、簡易トイレ等の備蓄、カセットコンロ、手回しラジオ、非常用持出品の確保など災害時への備えが強化されるよう啓発する。特に南海トラフ地震や首都直下地震等による影響が大きく、長期にわたり物流の途絶、物資不足が想定される地域にあっては、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の備蓄を行うよう周知する。
- 地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再生を図るとともに、自主防災組織活動カバー率の向上、自力脱出困難者救出用の資機材等の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成・充実を図る。
- 地方公共団体は、地域防災力の中核である消防団の装備・施設の充実や消防団入団促進事業を実施すること等により消防団の充実を図る。
- 地方公共団体は、防災用資機材、飲食料・医薬品等が災害時に有効に利用できるよう、平常時から資機材等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施する。
- 平常時の資機材等の管理を低コストで実施できるようにすることと、非常時における関係機関間の保有資源情報の交換を容易にできるようにすることを目指して、国、地方公共団体、関係事業者が連携してデータ規格の策定や表計算ソフトウェア等でも扱える標準管理シートの作成等の取組を進める。

2) 企業等と地域との連携

①顧客、従業員等の生命の安全確保

- 企業等は、事業所の建築物の耐震化や什器等の固定、不燃化、避難環境の整備、避難誘導体制の整備等により顧客及び従業員等の生命の安全確保を図るとともに、顧客、従業員等及びそれらの家族の安否確認を行う。
- 企業等は、大規模構造物の周辺への倒壊、出火による周辺への延焼、有毒ガス等の漏洩等により、周辺地域に二次災害を及ぼさないための予防対策の強化と応急活動体制の強化を進める。
- 就業時間中に地震が発生した場合には、都市部を中心に大量の帰宅困難者等の発生が予想されることから、企業等は、膨大な数の帰宅者等が一斉帰宅行動をとることによる混乱を回避するため、施設内の待機場所の確保や備蓄品の保管等の従業員や顧客等が滞在可能な環境の整備に努める。
- 企業等は、発災直後の従業員等の行動ルールの明確化、被災状況の把握や従業員の家族等の安否確認体制の充実を図ること等により、一斉帰宅を抑制する対策の実施に努める。

②減災技術開発、リスクファイナンス

- 企業等は、安価で効果のある耐震・耐浪改修技術の開発、免震・制震住宅の開発、防災ベッドや揺れを感じて電力の供給を停止する電熱器具等の

減災に寄与する商品開発・普及、様々な事業における緊急地震速報の積極的活用、地震災害時発動型ファイナンス等の商品開発を進める。

③地域社会との連携による被害軽減の実現

- 企業等は、平常時から、地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力に積極的に貢献する。
- 企業等は、災害が発生した際には、地域住民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧・復興に貢献する。
- 地域貢献には、援助金、敷地の提供、物資の提供等が一般的であるが、技術者の派遣、保有する資機材を使った救援活動等のような企業の特色を活かした被災者支援も求められることから、企業等は、地方公共団体と地域貢献に関する協定をあらかじめ締結するなどにより、平常時から連携のための備えをしておく。
- 企業等は、避難者や帰宅困難者等に対する被災状況等に関する情報提供、避難誘導、水、トイレ、休憩場所等の提供等の支援体制の整備に努める。

(12) 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用

- 国、地方公共団体、関係機関は、地震等に関する理学分野での調査研究、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野での調査研究、震災時の人間行動や情報伝達、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野での調査研究等の多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、地震防災に関する調査研究を総合的に推進する。
- 国は、活断層の位置・形状・活動履歴、地盤特性及び地震発生時のリスク等に関する調査研究を総合的に推進するとともに、その成果のデータベース化を図るなど、地震防災対策の推進に必要な情報の共有化を進める。
- 国は、高感度地震観測網やGPS連続観測網、海底地殻変動観測等の基盤観測網や震度情報ネットワークによる地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図る。
- 国は、緊急地震速報及び津波警報の精度向上等を目指した研究開発等を推進する。
- 国は、耐震設計や免震・制震装置の開発等に有用なデータを得るために、実大構造物等の振動実験研究等を推進する。
- 大規模な地震災害によって、海岸や河川の堤防等が被災した直後に風水害が発生した場合、地震被害と同時に大規模な浸水被害を受ける危険性も考えられる。国は、このような地震と風水害等が複合的に発生した場合の被害想定や防災対策に関する調査研究についても、今後推進していく。
- 国は、これらの知見・成果を体系的に整理し、共有化を図ることにより、地

方公共団体等への普及を促進する。それにより防災力の向上、人的・物的被害の軽減を図る。

- 国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模地震発生時の揺れ、火災、津波による被害軽減のための研究を行い、その成果等を活用して順次必要な対策を講じる。

2. 災害発生時の効果的な災害応急対策への備え

(1) 災害対応体制の構築

- 国は、発生した地震が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすと想定される異常かつ激甚な非常災害である場合、国民に事態の重大さを伝え、冷静な行動を促し、災害対応への協力を得るため、災害対策基本法に規定されている「災害緊急事態の布告」を発し、これに基づく各種法的措置等を迅速に講ずることができるよう、判断の基準を確認し、これらの手続きを明確に定めるなどの備えを講じる。
- 国は、被害の状況に応じて、一般車両の利用制限、道路啓開等における放置自動車及び瓦礫撤去の措置等必要な制限等について事前に検討を進める。
- 国は、甚大な被害により情報の収集が困難となる地域が発生することも考慮し、必要な情報が即座に集約される体制づくりを進める。
- 国は、政府機能や中央銀行等について、発災直後より確実に状況を把握する手段を構築し、我が国の経済社会の状況や被害等についての正確な事実、被災者対応に着実に当たり、治安対策を講じること等について、国民及び諸外国に向けて発信するため、あらかじめ広報計画を作成するなどの備えを講じる。
- 国は、政府の現地対策本部の設置場所について、被害想定等を基にあらかじめ地域ブロックごとに設置できるよう計画しておくとともに、国の地方支分部局の連携等による地方公共団体の災害対策本部等の関係機関との連携強化や情報共有化、更にはライフライン事業者・民間物流事業者等の協力もスムーズに得られるような連絡調整の体制をあらかじめ整えておく。
- 地方公共団体が被災し、機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置を代行することとなるが、その円滑かつ迅速な実施のための具体的な手順等をあらかじめ検討しておく。
- 国は、大規模地震が発生した場合において、地方公共団体からの要請に基づき、被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行う緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を迅速に派遣する体制を充実させる。
- 国は、全国の地方支分部局等から被災した地方公共団体に災害対策のための現地情報連絡員を派遣したり、地方公共団体等からの要請等に応じて衛星通信車等の情報通信機材や照明車等の災害対策用機械を出動させたりすることにより、被害状況の把握や地方公共団体に必要な支援を行う体制を充実させる。

(2) 原子力事業所への対応

- 原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日法律第166号）等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安

全性の確保に万全を期すものとする。国は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。
- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力施設等立地市町村で震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合は、施設の点検及び連絡体制の確立等を実施し、また、原子力施設等立地道府県で震度6弱以上の地震や大津波警報の発令等の原子力災害対策指針に基づく警戒事態が発生した場合は、施設の点検及び緊急時モニタリング、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を実施する等、事態に応じて、原災法、原子力災害対策指針、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画（原子力災害対策編）、原子力事業者防災業務計画等に従って対処できるような措置を講ずる。

（3）救助・救急対策

- 国、地方公共団体等は、建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救急のための要員の確保・育成や必要資機材の配備等の体制の充実を図る。また、救助・救急効果の向上を図るために、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）、救護班、さらには、これらの救助・救急部隊等と現場で密接に連携するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等との連携を強化するための訓練等により、より一層対処能力を向上させる。
- また、国、地方公共団体等は、救助作業の実施に当たって、救助を求める者の存在が確認しやすいように、「サイレントタイム」を設けるためのルール化について検討するほか、応急対応に従事するヘリコプター等の飛行の安全の確保等を目的とした航空情報の共有等のルール化についても検討する。
- 道路啓開や交通渋滞の解消等が遅れた場合、救援部隊の到着には時間がかかることから、地方公共団体は、被災地域内の住民、自主防災組織、地域の企業等の協力のもと救命・救助活動を行う体制の充実を図る。
- 交通渋滞等を考慮した場合、ヘリコプターによる人員搬送が重要な手段となることから、国、地方公共団体等は、ヘリコプターの運用に関し、民間会社が所有するものも含めて、組織間での運用調整の枠組みと安全航行のための管理体制の構築に努める。
- 国、地方公共団体は、広域的な災害の場合を想定し、救助・救急活動を担う実動部隊の被災現場への経路の確保や実動部隊の救助活動等の拠点の場所についてもあらかじめ検討しておく。
- 国は、災害の発生に備え、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。

- 国、地方公共団体は、大規模地震の発生により、鉄道事故、交通事故、建物崩壊等が発生し、多数の要救助者等が発生する場合を想定し、迅速な救助に当たる常備消防力の強化、緊急消防援助隊の機能強化を推進する。また、倒壊家屋等からの救助においては、消防団も救助の役割を担うことから、迅速に対応できるよう消防団の車両・資機材、装備の充実、教育訓練の充実を図る。

(4) 医療対策

- 国、地方公共団体、関係機関は、大量の発生が予測される重傷者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報を、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を用いて共有を図るための体制を充実させる。
- 国、地方公共団体、関係機関は、広域圏における救助・救急活動の調整を図る体制や後方医療体制の整備等に努めるとともに、災害発生直後からの速やかな DMAT（災害派遣医療チーム）・救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。
- 国、地方公共団体、関係機関は、被災地における医療機能を確保するため、被災地外から移動式救護施設を搬入し、野外病院を開設するための体制について検討するとともに、陸上の医療機能を補完するため、海からのアプローチにより、医療機能の拡充と多様化を図ることも検討する。
- 各医療機関は、医薬品備蓄量、備蓄医薬品の使用期限に関する情報の把握等の医薬品備蓄の管理と更新を進めるとともに、国、地方公共団体、関係機関は、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用による医薬品情報の共有化と官民連携による医薬品供給体制の充実を図る。
- 各医療機関においては、施設の被害が甚大でなくても、物資の供給が滞ることを想定して、入院患者等に対する医薬品の備蓄を十分に図る。
- 国、地方公共団体、関係機関は、限られた医療資源を重傷者や重篤な患者等に充てるため、軽傷や中等傷の場合は在宅や避難所、地域の診療所等で処置を行う体制の充実と住民意識の啓発等を行う。
- 国、地方公共団体、関係機関は、災害拠点病院等への大量の重傷者の搬送にあたり、救急車のみならず、一般車等を利用した搬送についても検討する。

(5) 消火活動等

1) 消防力の充実・向上

- 地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等を行うとともに、常備消防及び消防団を充実させることによって、初期消防力の充実・向上を図る。
- 自主防災組織等は、災害発生時に、火災が拡大して危険となった場合は消火活動を中止して避難するなど、自身及び家族の安全が確保できる範囲内で、

- 消防機関と協力・連携しながら、初期消火活動等に当たる。
- 地方公共団体は、近隣の地方公共団体との相互応援協定の締結促進、緊急消防援助隊の充実等の広域的な応援体制をより充実させる。
 - 国、地方公共団体は、救助ロボットによる救助等の技術開発、ヘリコプターによる早期情報収集の技術開発及び運用体制の整備を行う。
 - 地方公共団体は、木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に広域避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行うための体制を充実させる。
 - 国、地方公共団体は、主に消火活動を担う消防団及び常備消防力の強化、緊急消防援助隊の機能強化を図るとともに、火災の規模が大きい場合を想定して、緊急消防援助隊の広域的な応援体制も構築する。その際、実動部隊等の移動経路の確保や実動部隊の救助活動等の拠点の場所についても、あらかじめ検討しておく。

2) 避難体制の確立

- 地震発災後、同時多発的に市街地延焼火災が発生し、風向きにより避難の方向も異なることから、逃げ遅れ、逃げ惑い等を防止するため、例えば、緊急時の避難場所から広域避難の避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、国、地方公共団体は、地域住民に対する適切な情報提供を行う体制の充実や、避難誘導を行う者の安全確保を図る。この際、大都市地域を中心に外国人滞在者が多いという特徴や、障害者や高齢者への配慮も踏まえ対応する。
- 地方公共団体は、火災延焼危険地区における避難誘導等を行い、被害拡大の防止を図る。
- 同時多発火災が発生している木造住宅密集市街地等にあっては、初期消火に時間がかかると延焼火災に巻き込まれる危険性があることから、国、地方公共団体は、地震火災を想定した初期消火と避難行動の指針について検討し、その周知を図る。また、初期消火や救助・救急活動に携わる自主防災組織等を除き、火災を認知してから避難行動を開始するのではなく、防災行政無線、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段を用いて、早めに指定された避難場所等に避難を行う旨の周知を図る。
- 国、地方公共団体は、夜間発災時や黒煙で上空が覆われた場合等にあっても、暗視システムや熱感知システムなどによる同時多発火災の発生状況、延焼状況を体系的に収集・把握し、地域住民や徒步帰宅者等に適切に伝達する方策について検討する。

(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1) 交通規制対策、緊急輸送ネットワークの応急復旧等

- 都道府県警察は、被災地域内における円滑な災害応急対策活動の実現に資す

るよう、緊急交通路の指定等による迅速かつ的確な交通規制が行えるように、その範囲や方法等を検討する。

- 都道府県警察は、被災地域外から被災地域内への流入規制を検討するとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。
- 都道府県警察は、迂回等の交通誘導の実施のため、警備業者等との応援協定の締結や災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。併せて、車両の運転者等に対して、交通規制や渋滞情報等の交通情報の提供を行う体制を充実させる。
- 道路管理者は、災害時における緊急輸送道路の被災状況の確認を進めるとともに、道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を最優先に迅速な復旧を行う体制の整備に努める。また、道路利用者に対する通行止め状況等の道路情報の周知を行う体制を充実させる。
- 大規模地震が発生した場合、都市部においては、交通渋滞に伴うガス欠や延焼火災の切迫に伴い、大量の放置車両が発生するおそれがあることから、国は、都市部における放置車両の現実的な処理方策について検討する。
- 国、港湾管理者等は、災害時における航路等の漂流物の発生状況の確認を進めるとともに、港内外における航路啓開を行い、航路等の機能の早期復旧を行う体制の整備に努める。
- 道路管理者、空港管理者、港湾管理者、鉄道事業者等は、災害時における緊急輸送機能の確保に当たって、その効果を最大化するため、各管理者が連携した総合啓開等の行動計画を定めておくものとする。

2) 緊急輸送・搬送体制の強化

- 国は、限られた人的・物的資源を適時・的確に配分するため、その考え方を整理した上で、被害想定等に基づき、全国的視野に立って、救助・救急活動、医療活動、緊急輸送ルート、物資・燃料供給等に関し、優先度を考慮した配分計画を事前に作成する。その際、実際の地震の規模や影響範囲は様々なケースが考えられることから、それらに対応できるよう柔軟性を持った計画を作成する。
- 災害時に交通網の寸断等に伴うロジスティクスの途絶を早期に回復させるべく、国、地方公共団体、事業者が平時より連携して協力体制を構築する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、各機関の非常用救援物資の備蓄量及び民間の生産量・在庫量について短時間で情報を集約し、被災地に効率的に配送ができる体制、必要な物資を見込んで配送するための需要予測手法等について検討する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、小売店やコンビニエンスストア等の早期営業再開のための輸送車両等について、救助・救急、医療、消火活動の車両に影響を与えないと認められる期間経過後から段階的かつ速やかに通行でき

るよう、あらかじめ仕組みを検討しておく。

- 国、地方公共団体、関係機関は、官民の協力協定の締結を促進し、国及び地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築を図るほか、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において、非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。
- 国は、限られた国的人的・物的資源を考慮して、例えば、一般車両が通行困難な区間においては自衛隊等による輸送を活用し、一般車両が通行可能な区間においては民間輸送事業者を活用するなど、緊急災害対策本部等における調整により、優先順位を含めた適切な輸送の実施に関する連携・協力体制の構築を検討する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、輸送・搬送に関わる活動や、需要と供給に関する情報の一元化を図るように努める。また、全国的視野に立って、道路、港湾施設及び漁港施設の被災等に備え、陸海空合わせた緊急輸送・搬送活動に関する輸送戦略の作成やこれに基づく実践的な訓練の実施等により、即時対応力の強化に努める。

3) 広域防災拠点・配送拠点の機能の強化

- 国、地方公共団体、施設管理者は、効果的な広域オペレーションを実施するため、基幹的広域防災拠点、各都道府県の広域防災拠点、配送拠点をネットワーク化し、あらかじめ明確にしておく。
- 施設管理者は、大規模災害時の広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点の管理等を適切に実施する。
- 国、地方公共団体は、都道府県を越える支援を行うための大規模な広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を確保していくものとする。
- 国、地方公共団体は、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組を整備することにより、物流の円滑化を図る。例えば、食料品と医薬品とで梱包の色分けを行い、仕分け作業を円滑に図るようにすることや、個人からの支援物資については、被災自治体には直接送らず被災地域外の自治体等が集約して送付することについても検討を行う。

(7) 食料・水、生活必需品等の物資の調達

- 国、地方公共団体は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品及び医薬品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行う。また、国、地方公共団体は、食料や飲料水等の国内での調達が困難となる場合も想定して、国民に備蓄の重要性について周知徹底を行い、備蓄を充実させるほか、海外からの輸入について、商品調達先の選定、両国間の通関手続き簡素化、関係国・関係省庁との密な事前調整等の対策をあらかじめ講じておく。
- 国は、市町村等からの要請等を待ついとまがないときには、当該要請等を待

たずに、必要な物資や資材の供給に関する措置を講ずることができるよう、当該物資や資材の供給に係る検討を行う。

- 被災地域内における物資の安定供給のため、地方公共団体は、小売店やコンビニエンスストア等が被災直後から営業再開が可能となるようあらかじめ協定を結んでおくなどの対策を行う。
- 国、地方公共団体、関係機関、民間事業者等は、被災地域内的一般道の交通渋滞が一定の落ち着きを取り戻すまで、域外からの生活物資の搬入について、物流ネットワークを保有する流通会社、チェーンストア等の優先的な通行確保策を検討する。
- 国、地方公共団体は、食料、飲料水、生活必需品等の物資等の供給について、時間経過に伴い変化する避難者のニーズの把握と供給側への定期的な情報の共有、種類別・地域別の生産・増産可能量や各流通段階での在庫総数の把握、サプライチェーンの明確化、生産品の表示や品質の考え方の整理、緊急輸入体制の整備等、円滑な供給のためのロジスティクスを確立する。
- 緊急支援物資だけでは供給が不足する場合を想定すると、被災地域における商業流通の維持や早期回復を図ることが不可欠であり、関係事業者は、事業継続計画の策定や事業継続マネジメントを通じた同計画の見直し等により個々の事業者等の対策を進めるとともに、サプライチェーン全体として物流の寸断を防ぐために、関係事業者等の連携を推進する。
- さらに、地方公共団体は、関係事業者等と連携して、被災地の輸送拠点から各避難所等に物資等の配送を行うための配送車の確保や、支援物資の荷下ろしに必要な人員・資機材等の確保、配送エリアの区割り等について検討しておく。
- 国、地方公共団体は、流言等により物資供給が滞ることへの不安感が増大し、買い占め行為が発生しないよう、マスメディアの協力等により、物資の供給等についての適切な情報を国民に提供する体制を充実させる。

(8) 燃料の供給対策

- 石油事業者等は、石油等の燃料の供給拠点となる各地の製油所や油槽所の地震や液状化に対する耐性を高め、非常用発電装置を充実させることにより安定供給機能を確保するとともに、燃料の備蓄を充実させる。
- 石油事業者等は、停電時に備えて、給油所における非常用電源や燃料在庫の確保を図るとともに、自動車のエンジンによるバッテリー機能を活用した給油設備の備え等について推進する。
- 国、石油事業者等は、緊急時に分散型・自立型エネルギーである石油を早期に供給できるようにするため、平時から石油の一定需要を確保し、サプライチェーンの維持に努める。
- 地方公共団体と石油事業者団体等は、あらかじめ双方の間で避難所や医療施設、ライフライン等の重要施設の住所や設備情報等の共有を進め、迅速な燃

料供給に備える。

- 非常用発電設備に使用される重油・軽油の配送については、発災後、需要が急増することが見込まれるため、石油事業者団体等は、供給の優先度の設定について事前にコンセンサスを得るよう努める。
- 国、地方公共団体、関係事業者等は、発災直後よりタンクローリーの緊急交通路における通行を可能とするよう、災害応急対策を実施すべき関係事業者の指定公共機関への指定や指定行政機関等による防災計画に基づく関係事業者との協定の締結を進めるとともに、平時におけるトンネル通行規制についても必要に応じて規制を解除するなど、円滑な燃料供給に向けた対策を進める。
- 石油事業者等は、「災害時石油供給連携計画」に基づく実施訓練や訓練結果を踏まえた連携計画の見直しを不断に行い、より確実な石油供給に努める。また、燃料の供給にあたり、会社の枠組みを超えた連携体制を運用できるように、設備の標準化等を図る。
- 国、地方公共団体、石油事業者等は、緊急自動車や、被災地域内で災害応急対策に従事する緊急通行車両確認標章を掲げる車両に対し優先給油を行う方策をあらかじめ定めておく。
- 国、地方公共団体、石油事業者等は、自動車等の燃料について、平時から「半分になれば満タンにする」ということが習慣付けば発災時の混乱を緩和することができる可能性があることから、このような取組について国民に周知を図る検討を行う。
- 国、地方公共団体等は、災害用 LP ガスバルク等を避難所となりうる場所に設置するなど、燃料供給が途絶した場合の備えの充実を図る。

(9) 避難者等への対応

1) 避難者及び応急住宅需要等への対応

①避難所への避難者数の低減への対策

- 地方公共団体は、避難所の収容力の不足が想定される地域において、避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する。
- 地方公共団体は、安全な自宅への早期復帰を促すため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施する体制を充実させる。
- 避難所そのものや生活必需品等の不足が生じることにより在宅避難となる場合もあることから、国、地方公共団体、関係機関は、民間事業者と協力して、在宅避難者も考慮した物資供給の方策をあらかじめ検討する。
- 地方公共団体は、必ずしも被災地域に留まる必要のない人等を対象として、帰省・疎開を奨励・あっせんすることも検討する。

②避難所不足への対応

- 地方公共団体は、あらかじめ避難者等の発生規模と避難所や応急住宅の耐

震性、天井の脱落防止対策、耐火性、収容力等に関して評価し、避難所や応急住宅の収容力等が不足している場合には、避難者数の低減、公的施設や民間施設の避難所としての利用の拡大、応急住宅としての空き家・空き室、ホテル・旅館等の活用等について検討する。

- 地方公共団体等は、自宅のある市町村の避難所で避難者を収容しきれない場合には、他市町村への避難も含めて調整を図るための具体的な方策を検討しておく。
- 避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは、大きく不足することが想定されることから、国、地方公共団体は、避難所に入る避難者の優先順位付けの方策、住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるように誘導する方策等を検討する。
- 避難所に収容しきれず、公園や空地等に避難者が滞留することも考えられることから、国、地方公共団体は、備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を有し、避難場所としての機能を発揮するよう、都市公園の機能向上を図るとともに、屋外に避難する避難者等に対してテント等が円滑に供給できるよう、その調達を広域的に調整するための情報の共有化、テント等の設置可能な用地について他の災害用用途との重複を回避するための調整等について検討する。

③避難所運営への対応

- 地方公共団体は、避難所の開設時に応急危険度判定を優先的に行う体制を整備するとともに、各避難所と地方公共団体との間の連絡体制の確立や各避難所における避難者のリスト作成等を早急に行うことができるようあらかじめ準備を行う。
- 地方公共団体は、避難所の管理者や自主防災組織等が地域住民等の協力を得て、発災時にスムーズな避難所運営が可能となるよう、避難所の運営体制の構築及び運営内容の周知に平時から努める。その際、地域住民等以外に避難所の運営に精通したボランティアに関わってもらうことも念頭に置く。
- 地方公共団体は、被災地外からのボランティア活動において、二次災害の防止や効率的な活動の観点から、期待される役割、活動にあたり留意すべき事項等について、地域におけるボランティア組織や、地方公共団体等と調整ができる体制について検討する。
- 地方公共団体は、食料、飲料水、毛布等の生活必需品の備蓄のみならず、男女のニーズの違いや子育て家庭及び要配慮者等のニーズに配慮した物資、避難者同士のプライバシーを確保する仕切や、簡易トイレ、炊事が可能な食器、簡易パイプベッド等のように、避難者の健康な生活を維持するために効果がある物資の備蓄等を促進する。
- 地方公共団体は、避難所の仮設トイレ等で生じるし尿や生活ごみの速やか

な処理体制について検討する。

- 地方公共団体は、避難所の運営に当たっては、福祉避難所が開設されるまでの要配慮者への配慮、女性等の多様な主体が責任者や避難所の運営に加わること等により、男女のニーズの違いや、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズ及び要配慮者のニーズにも応えられるように考慮する。
- 地方公共団体は、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等により、精神保健医療への需要拡大に対応するための体制の充実を図る。

④避難者が必要とする情報の提供への対応

- 地方公共団体は、避難者の情報に関するニーズを把握するとともに、効果的な情報提供体制を整備しておく。その際、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供についても検討する。
- 国、地方公共団体は、避難者の家族間の安否確認を速やかに行うことができるよう、固定電話を使った災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話を使った災害用伝言板サービス、インターネットを使った災害用ブロードバンド伝言板（web171）やSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の複数の安否確認手段を使用することの必要性について周知するとともに、複数の安否確認の手段の使用順位等について家族間であらかじめ決めておくこと等の重要性についても周知しておく。

⑤応急住宅提供等への対応

- 応急修理や本格補修による自宅への早期復帰を進めるため、地方公共団体は、発災時に応急修理制度について速やかに周知し、修理の促進を図る。
- 国は、発災時に全国の地方公共団体に公的賃貸住宅等の提供を広く求めることにより、公的賃貸住宅等の空家・空室の有効活用を図る。
- 民間の空家・空室を活用するため、地方公共団体は、宅建業団体等や仲介業者を通じて、あるいは直接的な家主への要請により、平時から民間賃貸住宅の家主や不動産事業者に対して震災時の一時提供制度の周知と協力依頼を実施する。また、一時提供制度における発災後の対応体制を強化するため、地方公共団体は、宅建業者等と協力し、発災後の空家・空室情報の確認体制の強化策や情報確認の効率化策等を検討する。
- 応急仮設住宅を早期に提供するため、地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地として十分な用地が確保できないおそれがあることを考慮して、利用可能と考えられる様々な用途の土地をリスト化するとともに、協定締結の要請、緩やかな協力方法の提案を行う。
- 国、関係都道府県は、地方公共団体間の応急仮設住宅の配分等について、広域調整の方法をあらかじめ検討しておく。

⑥被災者の各種手続に関する支援体制の整備

- 国、地方公共団体は、被災者の各種申請等に係る諸手続を簡素化するとともに、被災地域に総合的な相談受付窓口を設置し、オンラインサービスも含めたワンストップサービスを提供するなどにより、被災者が避難先においても支援を受け続けることができるよう、広域的な被災者支援体制を整備する。
- 国、地方公共団体は、罹災証明書の交付事務等の中長期的な被災者支援を念頭に置いた一般行政職員の広域応援についての連携体制の強化を図る。特に、被災者に対する罹災証明書の交付に際して、地域間で格差が生じないよう、関係行政機関の間で罹災証明書の取扱等に関する広域間調整を行う仕組を整備する。

2) 広域的な避難体制の検討

- 国、地方公共団体は、地震発生後に広域避難の実施が必要となる場合に備えて、地域ブロック内の都道府県間、地域ブロック間及び国レベルでの避難者の受入の調整の仕組を検討する。

3) 避難行動要支援者に対する支援

①避難行動要支援者の避難支援等の体制の整備

- 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、防災部局及び福祉関係部局が中心となり、横断的な避難行動支援者連絡会議を設置するなどの支援体制の整備を図る。
- 市町村は、避難行動要支援者名簿の作成・活用を進め、避難行動要支援者の避難支援等を適切に行う。
- 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、避難行動要支援者の避難支援等を適切に行う。
- 国、地方公共団体は、これら震災時に迅速な防災行動をとりにくい要介護の高齢者や障害者等の安全確保を図るため、要配慮者に配慮した防災ベッド等の防災商品の開発と普及を促進するとともに、バリアフリー化を推進して段差の解消等を図る。
- 地方公共団体は、ボランティア等の協力も得ながら、聴覚障害者や視覚障害者に対して、的確な情報が伝達されるよう、文字情報や音声情報による情報提供や色使い、表現方法の工夫等に努める。また、日本語が理解できない外国人に配慮して、多様な言語やひらがな、カタカナ等のわかりやすい言葉・文字による情報提供を実施する。
- 地方公共団体は、避難所を開設する場合には、要配慮者窓口を設置するなど、きめ細かな情報提供や支援体制の強化を図る。
- 地方公共団体は、特に津波避難支援に当たって、支援者自身の安全を前提とすることや、支援者に全ての責任を負わせることのないような取決めを

地域であらかじめ検討しておく。

②福祉避難所の整備

- 地方公共団体は、要配慮者が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定し、業務継続計画を策定しておくほか、その所在や、避難経路、利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民に周知する。
- 地方公共団体は、必要に応じて、一般の避難所に要支援者のために区画された部屋を設置して対応するための体制づくりや、被災していない近隣の地方公共団体への一時的な受入等を検討する。
- 地方公共団体は、災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を開設し、その情報を速やかに周知すること等により、要配慮者の支援を迅速に実施する。
- 地方公共団体は、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、国、地方公共団体は、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築する。

(10) 帰宅困難者等への対応

1) 一斉徒步帰宅の抑制

- 国、地方公共団体は、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒步帰宅を抑制するため、民間事業者等と協力して「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底する。
- 地震発災後、大都市圏の木造住宅密集市街地等において市街地延焼火災が発生する可能性があることから、国、地方公共団体は、延焼危険地域への徒步帰宅者の流入等を抑制する観点からも、火災が鎮まるまで「むやみに移動を開始しない」ことの周知、適切な情報提供等に努める。
- 一斉徒步帰宅を抑制するためには、速やかに家族等の安否確認ができることが重要であり、国、地方公共団体、企業等は、固定電話を使った災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話を使った災害用伝言板サービス、インターネットを使った災害用ブロードバンド伝言板（web171）やSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の複数の安否確認手段を使用することの必要性について周知するとともに、複数の安否確認の手段の使用順位等について家族間であらかじめ決めておくこと等の重要性についても周知しておく。
- 国、地方公共団体は、学校等において帰宅できない児童・生徒等が多く発生する場合に備え、学校等と保護者の間で引き渡しの判断等についてのルール化、周知等を進める。
- 国、地方公共団体は、帰宅困難者等に係る対策の中でも避難行動要支援者への対応をあらかじめ具体的に検討しておく。

2) 滞留に伴う混乱の防止

- 地方公共団体は、災害用トイレの備蓄促進、公立学校、市民会館、市民ホテル等の公的施設等の活用、コンビニエンスストア等の民間事業者との協定締結等により、都市部における大量の滞留者のための水道水やトイレ等の提供体制を整備する。
- 主要駅周辺等では、多数の滞留者が集中することによる混乱の発生等が想定されることから、地方公共団体、関係機関は、混乱を防止するための滞留者の誘導体制を確立するとともに、集中を未然に防ぐために滞留者に適切な情報を提供する。
- 主要な観光地には、多数の観光客が常時訪れていることから、地方公共団体は、観光客の一時滞在施設等への避難誘導体制についても構築しておく。
- 帰宅困難者は、健常であれば被災者として支援を受ける立場だけではなく、地域救援活動の応援要員にもなり得るという観点から、地方公共団体は、都市部に留まった帰宅困難者について地域救援活動の応援要員としての役割について検討する。
- 国、地方公共団体は、翌日以降の帰宅、時差帰宅の促進、そのために必要な企業や学校等における施設内待機の実施、備蓄の充実、公的施設や民間施設を活用した一時滞在施設の確保、発災時における帰宅困難者等への必要な情報提供等を民間事業者等とともに進める。
- 国、地方公共団体、企業等は、自ら管理する施設に帰宅困難者が滞留し一時滞在施設として運営すること等を想定した、帰宅困難者への対応訓練を行う。

3) 円滑な帰宅のための支援

- 都市部等では、大量の帰宅困難者の発生が想定されることから、地方公共団体は、主要な幹線道路を対象とした帰宅支援対象道路に沿って、徒步帰宅者のために必要な水道水、トイレ、情報等を提供する機能を持った徒步帰宅支援ステーションを確保する。この際、地震により断水している場合があることも想定して、簡易トイレ等の備蓄について検討する。
- 地方公共団体は、幹線道路沿いの避難所では、徒步帰宅者等が多数集まることも想定して、避難所運営マニュアル等にあらかじめ対応方法を定めておく。
- 国、地方公共団体、関係交通機関は、バスや舟運による帰宅困難者等の搬送を検討する。鉄道は、点検後被害がないことが確認されたところから順次折り返し運転が可能になると考えられることから、バス輸送との連携も含めた鉄道の折り返し運転を、あらかじめ検討しておく。
- 国、地方公共団体は、円滑な徒步帰宅を支援するために、徒步帰宅者に必要な帰宅経路の状況に関する情報の提供、危険箇所や混雑箇所での避難誘導等の実施、安全な歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化）や、円

滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の一掃に向けた平時からの取組、救急・救護体制の構築等について検討を進める。

- 徒歩帰宅者は都府県境を越えて移動する場合も想定されることから、国、地方公共団体は、都府県境で接する地方公共団体が連携して徒歩帰宅者を支援する体制を構築する。

(11) ライフライン及びインフラの復旧対策

- ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、政治、行政、経済の中枢機関や人命に直接関わる重要施設に関するライフライン及びインフラの被害を早期に復旧できるよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させるとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、被災した施設の復旧に当たっての優先度を含め、復旧活動の調整方法についてあらかじめ検討しておく。その際、各ライフライン及びインフラ間の「相互依存性」も考慮する。
- ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、OB の活用や人材育成による復旧要員の確保、復旧資機材の調達体制の確保、復旧要員や資機材の搬送体制の整備、復旧訓練の充実等による復旧体制の充実を図る。
- 国、地方公共団体、ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、的確な復旧活動の実現に向け、復旧見込み情報等の復旧関連情報の共有化を促進するとともに、マスメディアとの連携により、ライフラインの復旧見込み情報等の周知を図る体制を充実させる。
- 道路管理者は、緊急輸送ネットワーク等の交通基盤を早期に確保するため、道路啓開に関する計画をあらかじめ策定し、必要な資機材について、平常時からの備蓄や所在の把握、建設業者等との協定等により、適正な確保・配置を行う。また、道路の被災情報の収集・連絡体制の充実を図るとともに、CCTV や道路情報モニター等を活用し、迅速な道路被災情報の収集・共有を行う。
- 国、地方公共団体、鉄道事業者は、鉄道施設の復旧にあたり、各路線の被災状況や復旧の見込、広域的な需要等を勘案しながら、ネットワーク全体として円滑かつ効率的に復旧作業や運行の再開が行えるような方策、枠組について検討する。
- 地方公共団体は、除去後の放置車両の仮置き場としても利用可能な空地のリスト化をあらかじめ行い、隨時、情報を更新しておくことにより、放置車両の除去体制を充実させる。
- 発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設が被災することが想定されることから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う体制を充実させる。

(12) 保健衛生・防疫対策

- 地方公共団体は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の健診体制の充実、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、避難所をはじめ被災が想定される地域の衛生環境維持対策をあらかじめ検討しておく。
- 国、地方公共団体は、不足が想定される感染症専門医をあらかじめ確保しておく。
- 地方公共団体は、仮設トイレの配備計画、ポータブルトイレの備蓄、下水道を利用したマンホールトイレの配備計画等の多様なトイレ対策を進める。また、高齢者や身体障害者等に対して、介護用の室内ポータブル型トイレ等の配備に努めるなど、高齢者等にも配慮したトイレ対策を推進するとともに、排泄物等の処理対策についてもあらかじめ検討しておく。
- 国、地方公共団体は、入浴の支援について、多数が一斉に使用する銭湯形式だけでなく、一斉入浴が困難な高齢者や身体障害者等が安心して入浴できるよう、移動入浴車等を手配するなど、きめ細やかな支援体制を検討する。
- 国、地方公共団体は、震災後の被災者的心身のケア体制の充実・向上を図るため、医師・保健師・看護師等のチームによる個別訪問や身近な場所での巡回相談等の体制をあらかじめ検討しておく。
- 国、地方公共団体は、相談窓口を掲げても人目を気にして自ら相談しにくい場合や、専門家が制服だとかえって相談しにくい場合等があることを考慮して、震災後の被災者的心身のケアに関する相談体制を検討する。

(13) 遺体対策

- 津波による遺体は特に損傷が激しいことから、国、地方公共団体は、歯科医師を含む医師を全国から動員し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元の確認、遺族への遺体の引き渡し等に係る体制を整備する。
- 国、地方公共団体は、広域的な火葬の実施体制の確保、柩等の遺体の火葬・保管に要する資機材の確保、遺体保管・運搬体制の確保、仮安置所の設定、火葬場の耐震化・耐浪化等により、適切な火葬のための対策を推進する。
- 国、地方公共団体は、遺体処理の従事者の精神的なケアを行うことができるよう、カウンセラー等の派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

(14) 災害廃棄物等の処理対策

- 地方公共団体は、あらかじめ災害廃棄物等の仮置場としても利用可能なストックヤードをリスト化し、随時、情報を更新すること等により、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を検討しておく。また、国、関係機関と連携し、災害廃棄物等を被災地域外に順次運搬・処理する場合も想定し、河川舟運や港湾を活用した水上輸送体制を整備しておく。
- 地方公共団体は、国が策定した災害廃棄物対策指針を参考とし、リサイクル

対策や地方公共団体間の広域的な協力体制の整備等の具体的な処理対策、災害廃棄物等の分別、収集、運搬、中間処理、最終処分について検討を行い、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、災害発生時には、被害規模に応じた災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(15) 防災情報対策

1) 発災時における防災情報の共有化

- 国、地方公共団体等は、リアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報、ビッグデータ等を効果的に組み合わせて、被災直後の状況を収集する体制を充実させる。
- 国、地方公共団体等は、航空機や夜間も飛行可能なヘリコプターの利用体制の充実、暗視カメラ画像や衛星等による合成開口レーダー画像、災害用ロボット、衛星通信、自動二輪車等の活用により、夜間、悪天候や山間地等の悪条件下での情報収集体制を充実させる。
- 国、地方公共団体は、震度情報ネットワークにより、震度情報を確実に収集できる体制を維持・確保していく。
- 国、地方公共団体は、被災地域の各種情報について、NPO、ボランティア、民間等を通じて的確かつ効率的に収集するため、情報拠点の被災地域外での設置、民間防災ポータルサイト（インターネット上に整理された総合情報窓口）の活用、情報整理等のため防災に関する専門家の登録を進めるほか、NPO・ボランティアのマッチングシステムの推進、民間ヘリコプターとの協定の拡大等を進める。
- 国、地方公共団体、関係機関は、総合防災情報システムを用いて、意思決定者間の意思疎通や関係者間の情報の共有化を進めるなど、広域間での情報連携体制を充実させる。
- 国、地方公共団体は、GIS（地理情報システム）を活用した情報共有化基盤を整備するなどにより、複数機関による支援を円滑に進める。
- 国は、電子防災情報システムにより、収集したインフラ等の被災情報等をあらかじめ作成した電子防災情報図に集約し、分析するとともに、総合防災情報システム等との情報共有・連携を図ることにより、より迅速で効果的な災害対応、応急活動を行う体制を構築し、災害に備える。
- 国、地方公共団体、関係機関は、各機関の要員配置状況や防災資機材の保管場所、数量、輸送状況等に関する情報について、安全保障面等からの情報のフィルタリング等の対策を施した上で、防災関係者が GIS ベースで共通の状況把握ができるようにし、関係機関間のより一層迅速で効果的な災害対応時の連携を図る。
- 国等が中心となり、情報の収集・共有・伝達を円滑に行うため、データ規格等の整備を進める。

- 国、地方公共団体、関係機関は、情報の自動的な階層化等により、災害時に膨大な情報が発信される中で、重要な情報を容易に選別できるような仕組を検討する。
- 国、地方公共団体等は、災害時に情報を即時に直接配信することができるホームページや SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供のあり方について検討しておく。
- 国、地方公共団体、関係機関は、被災地域の円滑な復旧・復興を支援するとともに風評被害の発生を抑制するため、被災状況、交通状況に加え、飲食店、宿泊施設、観光施設の営業状況等も含めた情報が適切に発信され、容易に入手できる環境を整備する。
- 国、地方公共団体、関係機関が協力して、GPS や IC タグ等の技術を活用し、位置情報の常時管理を指向したロジスティクスシステムの構築を進める。
- 国、地方公共団体、関係機関は、防災業務従事者間での通信の相互運用性の向上、非常通信計画の見直し等の非常通信協議会との連携等を通じ、関係機関間・地域間の災害時の情報連絡体制を充実させる。

2) マスメディアとの連携等

- 社会的混乱を防止するとともに、被災地域の住民等の適切な判断と行動を支援し、住民等の安全・安心を確保するため、国、地方公共団体等は、災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集連絡体制等について、交代要員等も含めてあらかじめ計画しておくとともに、発災後には、記者会見や記者発表を定期的に行うこと等により、情報提供の円滑化を図る。
- 国、地方公共団体等は、収集した情報がテレビ、ラジオ、携帯電話、パソコン、タブレット端末等の多様な情報伝達手段を介して効果的に国民に届けられるようするため、マスメディアとの連携強化を図る。
- 国、地方公共団体等は、応急対応に支障が生じないよう、報道関係者の立入りが可能な範囲を必要に応じて合理的な範囲であらかじめ検討しておく。
- 国、地方公共団体、関係機関等は、被災地や被災者への取材や報道によって、直接的又は間接的に復興に向けた支援となる場合が多い一方で、かえって精神的なストレスを与える場合もあることに留意する。
- 大規模な地震が発生した場合、我が国の経済社会の状況や被害等について国内外に正確な事実を知らせることができなければ、得てして被害の状況が過剰に捉えられるおそれがある。国内外に局所的あるいは偏向的な被災情報が流れることは、日本全体の被災として大きな誤解を招き、経済的にも大きなダメージを受けることとなる。政府が我が国の経済社会の状況や被害等についての正確な事実を海外メディアを含めて発信することが、結果的に国内の経済社会の安定と日本の信頼を保持することになるという認識のもと、国は、国内外への広報や情報発信の対応が的確にできるよう戦略的な備えを構築する。

(16) 社会秩序の確保・安定

- 国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実、警察と警察 OB や地域の防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を図る。その際、災害時の防犯に関する情報提供を行うなど、災害発生時に防犯ボランティアからの協力が得られるような環境の整備等を図る。
- 地方公共団体は、流言飛語に基づく風評による混乱を防止するため、コミュニティ FM、ケーブルテレビ、インターネット、地上デジタル放送、ワンセグ、電子メール、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の多様な情報提供手段を活用して、治安に関する地域単位のきめ細かな情報を提供する。また、国、地方公共団体は、風評等を速やかに把握し、事実を確認し、打消し情報を発信する仕組みについて検討する。

(17) 多様な空間の効果的利用の実現

- 国、地方公共団体等は、避難場所、応援部隊の活動拠点、物資の集積拠点等の応急対策活動上のオープンスペースの需要を踏まえた利用競合の整理等のオープンスペースの利用のあり方と調整ルールを検討する。
- 国、地方公共団体等は、公共用地や国有財産の有効活用を図りつつ、あらかじめ利用可能な空地や民間倉庫、公園等の多様な空間の利用について事前に管理者と調整した上でリスト化し、随時、情報を更新するなど、円滑なオープンスペース利用体制を整備する。
- 地方公共団体は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として利用する場合には、学校の教育活動にも十分に配慮した上で利用のあり方を検討する。

(18) 広域連携・支援体制の確立

- 国、地方公共団体、他の防災関係機関は、必要な資機材等の物資、活動要員の搬送活動や被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互応援協定や民間企業との応援協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る国、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化を図る。
- 国、地方公共団体、他の防災関係機関は、特に応急対策活動において、災害時の連携が困難になるおそれがある場合には、これらの機関の立地の集約化等の対策を講じる。
- 国、地方公共団体は、平常時から災害時の応急対策に必要な情報を共有化するとともに、広域的な応急対応を行う際の活動方針、活動内容等を十分調整しておく。
- 国、地方公共団体は、被災地域の状況や被災地域の地方公共団体からの要望内容を踏まえて、資機材や活動要員等の必要な人的・物的資源を適切かつ円滑に搬送することができるよう、必要な人的・物的資源の配分方法や緊急輸

送ルートの設定等の方法を検討する。

- 地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、同時被災を考慮して遠方の地方公共団体と相互応援協定の締結を行うなど、広域避難等のために必要な準備を整えておく。
- 広域的な活動を連携して円滑に行うため、国、地方公共団体、その他の防災関係機関及び関連事業者は、応急対策活動の標準化や、必要に応じてそれを活かした支援アプリケーション類の開発を進める。
- 国は、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）申し入れがあった場合には、関係省庁申し合わせ等を踏まえ、適切かつ迅速に対応する。
- 国は、外国からの救援部隊の受入れ等について、必要に応じ申し合わせの内容を見直すとともに、税関、入国管理、検疫等の各手続きが被災による様々な影響が生じている状況下においても迅速に行えるようにする。

3. 被災地内外における混乱の防止

(1) 基幹交通網の確保

- 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、交通施設の耐震化を早急に進めるとともに、交通施設の代替性や異なる交通モード間のネットワークの向上を図る。
- 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、被害波及の軽減の観点から、重要な路線・拠点等を中心に、早期に復旧できるよう要員確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させる。
- 地方公共団体、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化を促進する。
- 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、OB の活用や人材育成による復旧要員の確保、復旧資機材の備蓄と適切な配置、復旧要員や資機材の搬送体制の整備、復旧訓練の充実等による復旧体制の充実を図る。

(2) 民間企業等の事業継続性の確保

- 大規模地震に伴い発生する施設等の直接的な被害に加え、国内のみならず国外への経済的な影響を可能な限り低減させるため、国は、被害の状況や復旧の状況について、適切かつ積極的に情報発信を行う。
- 企業は、事業継続計画を策定し、事業継続マネジメントによって、事前対策を実践し、継続的に取組を改善・発展・定着させる。具体的には、①経営者が方針を立て、②計画を立案し、③日常業務として実施し、④従業員の教育・訓練を行い、⑤結果を点検・是正し、⑥経営者が見直すことを繰り返す、このような一連のサイクルを事業継続マネジメントに明確に組み込み、それを実行していく。事業継続計画の策定・改善の際は、不測の事態により一定の経営資源の喪失や復旧の遅延等が生じた場合における結果事象型の対応についても検討を行う。
- 企業は、サプライチェーン寸断対策として、サプライチェーンの複数化、部品の代替性やバックアップライン、通信手段や輸送手段の確保、ICT を利用した情報把握等について検討を行うとともに、検討結果を事業継続計画に反映させる。
- 企業は、鉄道等の交通状況が回復するまでの間、通勤可能な人員を見込んで優先すべき業務の絞り込みや継続性の確保、通勤時間帯の分散化や二泊三日勤務等のシフトの工夫、自宅での勤務や支店、営業所を活用した移動の少ない方法による業務の継続といった、発災時の被害想定や復旧見込み、企業の立地特性や従業員の居住地等を勘案した合理的で実効性の高い事業継続計画の策定及び継続的な改善に努める。
- 企業活動が高度に集中している大都市圏が被災することにより、経済中枢機能が低下し、生産・サービス活動が大きく影響を受けることから、企業は、

他の地方ブロックへの権限委譲、企業間連携、重要なデータやシステムの電力供給の系統の異なる場所等における分散管理を行うなど、経済中枢機能やデータ等のバックアップ体制の強化を図る。

- 病院、福祉サービス関連事業者等の被災者の生命の確保や健康の維持に密接に関わる事業者、支援物資の緊急輸送やサプライチェーンを支える物流事業者等は、災害時においても事業を継続できるよう、物流事業者間での協定、物流拠点の複数化、事業継続計画の策定等の事前の準備の実施と必要な体制の整備に努める。
- 国は、企業等による事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの取組を支援・促進する立場から、事業継続ガイドライン等の周知を図るとともに、企業等の事業継続の取組を評価する手法を検討し、実効性のある事業継続の取組を促進する。
- 国、地方公共団体等は、医療・介護・福祉施設等のように、事業継続計画の策定が十分に進められていない分野については、分野毎に事業継続計画の普及を促進する。
- 国、関係機関は、災害時における企業の資金決済の円滑化や市場の安定化に向けた方策を検討する。

(3) 国、地方公共団体の業務継続性の確保

- 国、地方公共団体は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舎への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定することにより、業務継続性を確保する。
- 国、地方公共団体は、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。
- 国、地方公共団体は、策定した業務継続計画の実効性を高めるために、定期的な訓練や状況の変化、有識者による評価等を踏まえ、当該計画を改定する。
- 国、地方公共団体は、業務継続性を確保するに当たっては、被災した職員の治療、ライフラインの復旧、不足した資機材の調達等において、民間企業等の事業継続体制との連携を図る。

4. 様々な地域的課題への対応

(1) 地下街、高層ビル、ターミナル駅等の安全確保

- 国、地方公共団体、施設管理者は、地下街、高層ビル、ターミナル駅等の不特定多数の人が利用する都市の施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設の耐震化、出火防止対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進する。
- 国は、地震時管制運転装置の設置の義務化や緊急地震速報を利用した地震時管制運転装置の活用の検討等によるエレベータの安全対策を推進するとともに、地方公共団体、関係事業者は、閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進する。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、エレベータ停止による不安や混乱を避けるため、早期復旧に向けた技術的課題等を整理し必要な対策を講じるほか、地震時のエレベータ運行について建築物管理者や利用者に広く周知する。
- 二次災害及び混乱の防止を図るため、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。特に、複数の管理主体から構成される地下街等において、管理主体間の連携組織の構築を促進するとともに、整合のとれた避難計画や応急対策活動計画の策定を促進する。

(2) ゼロメートル地帯の安全確保

- 国、地方公共団体等は、地震時に河川・海岸堤防等が沈下・損壊することにより、洪水・高潮による浸水被害が発生したり、長期間湛水したままの状況が続く危険性からゼロメートル地帯の安全を確保するため、堤防等の整備、耐震点検を進め、耐震対策、液状化対策、老朽化対策等を強化すること等により、平常時の管理体制の充実を図る。また、ゼロメートル地帯等における地下駅の出入り口対策、情報の迅速な提供による地下利用者の避難対策等について検討する。また、水門や陸閘等について、地震動等による歪みなどのために閉門操作ができなくなるおそれがあることから、効果的な管理運用体制の構築や地震発災後の応急対策について検討する。
- 地方公共団体は、地震時の浸水被害軽減のため、土のう等の水防資機材の配備、水防団の組織化、水防活動の訓練等により、地域における水防体制の強化を促進し、国、地方公共団体は、排水ポンプ等の排水施設やその機能を支える非常用発電装置等の整備及び既存施設の耐震化、耐水化を進める。
- 国、地方公共団体は、地震時の浸水危険性を表示した地震ハザードマップの作成と周知に努めるとともに、発災時における堤防等の被災状況や浸水状況等に関する情報を収集・伝達する体制の充実を図る。
- 地方公共団体は、浸水による人的被害の軽減に向けて、公的施設や民間ビル、マンション等の避難対象施設としての利用に関する管理者との協定締結を推進する。また、既存の避難所についても、浸水危険性を評価して、浸水時においても利用可能な避難所の指定等の対策を実施するとともに、避難誘導

体制の整備を進める。

(3) 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保等

- 国、地方公共団体、関係事業者は、石油コンビナート地帯において、引き続き、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等の災害の防止に関する法律に基づく対策や災害発生時の消防の即応体制の強化等の対策を進める。
- 地方公共団体、関係事業者は、地震・津波に伴う石油コンビナートの被災による周辺への影響評価を充実するとともに、緊急確保航路沿いの護岸等の耐震化等の臨海部の工場地帯の地震・津波防災性の充実を図る。
- 地方公共団体、関係事業者は、危険度に関する情報開示や、危険が察知された場合の施設関係者、周辺市街地の居住者、鉄道・自動車による移動者等に対する避難勧告や誘導等が的確に行われる体制を整備する。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、石油コンビナート地帯以外の特定屋外タンク貯蔵所等や液化天然ガスタンク設置地点においても、引き続き、災害の防止に関する法律に基づく対策や災害発生時の対策を進める。
- 国は、石油コンビナート災害により適切に対応するため、緊急消防援助隊において、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を設置し、高度な特殊車両等の配備や、当該応急対応に資する高度な車両・資機材等の研究開発を進める。

(4) 道路交通渋滞への対応

- 首都直下地震等においては、道路上への瓦礫の散乱、道路施設の損傷、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大、放置車両の発生等により、道路交通が麻痺するおそれがある。このため、国、地方公共団体は、地震発災後の自動車利用の自粛について、広く理解と協力を呼びかけるとともに、実効性のある一般車両の利用の制限、放置車両の処理方策等について検討する。
- 国、地方公共団体、道路管理者等は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求め、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた誘導方策等についてあらかじめ検討する。
- 国、地方公共団体、道路管理者は、高速道路出口から避難所・物資の集積場所等の目的地への輸送手段の確保方策について検討する。

(5) 孤立可能性の高い集落への対応

- 地方公共団体は、集落へ通じる道路、鉄道等の被災可能性や多重性の有無等を十分に検討し、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努める。

- 地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、被災時における外部との通信確保に向けた備えの充実を図るため、衛星携帯電話、MCA 無線、市町村防災行政無線、簡易無線機、公衆電話等の多様な通信手段の確保及び国の災害対策用移動通信機器の活用に加え、通信関連施設の耐震改修を進める。
- 地方公共団体は、停電により通信機器が使用できなくなることも想定して、通信機器用の非常用電源を確保する。
- 地方公共団体は、発災時にこれらの通信機器や非常用電源を確実に使えるようにするため、防災訓練等を通じた使用方法の習熟を図るとともに、自主防災組織や消防団等による発災時の被害状況把握のための体制を構築する。
- 地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量（1週間程度）の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。また、古い空き家が倒壊して道路が寸断することも想定し、空き家の撤去や管理等の空き家対策についても検討を進める。
- 地方公共団体は、孤立する可能性がある集落内において、太陽光発電、風力発電等の供給可能な電源と蓄電池の確保についても検討するとともに、ライフラインについては、場合によっては、ネットワーク型の整備ではなく、LPガス、合併浄化槽等の各戸完結型の整備についても検討する。また、共助の視点から、近隣集落間での情報共有体制を強化するための仕組づくりを進める。
- 国、地方公共団体は、ヘリコプター・航空機、人工衛星等の画像情報や震度情報ネットワーク等のあらゆる手段を活用すること等により、被災地域の状況把握体制を充実させる。
- 地方公共団体は、孤立集落等に対する物資供給や救助活動にヘリコプターを有効に活用するため、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備や、臨時の緊急着陸が可能な場所のリストアップを行うとともに、迅速な物資供給・救助活動を可能とする要員・資機材の集積等のためのオープンスペースの確保を図る。
- 国、地方公共団体は、道路寸断等の道路被害に関する情報の迅速な収集と関係者間での共有化ができる体制を整備する。また、国、地方公共団体等は、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるとともに、道路法面、鉄道法面、隧道の崩壊防止、陸路、海路、空路の代替交通手段の確保等の交通基盤の寸断回避対策を進める。

(6) 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減

1) 農業用施設等における地震・津波対策

- 地方公共団体は、地震による被害の未然防止または軽減を図るため、土地

改良施設の耐震化を推進するとともに、ため池決壊等に係るハザードマップの作成、警報装置等の整備に努める。

- 地方公共団体、関係事業者は、火災等の二次災害を防止するため、農業用燃料タンクの耐震化・耐浪化等の対策を推進する。
- 国、地方公共団体は、地震による農地地すべりの防止又は軽減を図るため、地すべりの原因となる地表水や地下水の排除、侵食防止施設の整備等の対策を推進する。
- 国、地方公共団体は、地震動や津波による堤防の破損等に伴う海水の浸入による土地・作物の被害を軽減するため、堤防等の整備を推進する。また、重度の被害でなければ散水や灌排水による被害の軽減や復旧も可能であることから、用水確保、排水機能を充実させる。

2) 港湾・漁港における地震・津波対策

- 国、地方公共団体等は、港湾・漁港施設の耐震化・耐浪化を進めるほか、港湾・漁港施設及び関連施設が被災した場合の代替施設や輸送方法、さらには港湾・漁港の外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策等について検討する。
- 国、地方公共団体等は、漂流物による二次的な被害を軽減する観点から、漂流物防止柵の設置、漁船・船舶や養殖施設の係留を促進する。
- 地方公共団体、関係事業者は、漁業用燃料タンクの耐震化・耐浪化等の対策を推進する。
- 国、地方公共団体、関係事業者等は、津波警報等を港湾・漁港周辺だけではなく、海上にいる漁船・船舶においても受信できるシステムの開発と普及を推進する。

(7) 積雪・寒冷地域特有の問題への対応

1) 冬期道路交通の確保

- 国、地方公共団体は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断のため物資供給等が滞ることがないよう除雪体制を優先的に確保する。また、地域の状況に応じて、道路の消融雪施設や流雪溝等の整備を進める。

2) 緊急通信ネットワークの確保

- 国、地方公共団体は、通信機器の着氷による故障等の影響を軽減し、住民への緊急情報の伝達手段を確保するため、市町村防災行政無線の屋内戸別受信機の普及を促進する。

3) 豪雪、寒冷地における避難生活環境の確保

- 国、地方公共団体は、積雪期に避難所生活が長期化する可能性の高い地域における、飲食料や生活必需品等の備蓄・調達体制の強化・充実を図る。
- 地方公共団体は、寒さによる過酷な避難所生活の緩和を目指し、暖房設備の整備や、暖房用燃料の備蓄等を強化する。また、停電等によって暖房設備

が使用不能とならないよう配慮する。

- 地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地について、利用可能なオープンスペースが積雪により減少する可能性があることを考慮した用地の確保に努める。

4) 雪崩対策

- 国、地方公共団体は、雪崩危険箇所の調査や公表等情報開示を行うとともに、雪崩防止施設の整備を推進する。さらに、地震後の緊急点検体制の整備や必要に応じた応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策を充実し、二次災害防止を図る。

5) 救助・救出体制の強化

- 国、地方公共団体は、積雪時の家屋の倒壊や雪崩の発生等により自力脱出困難者が雪に埋もれていることも考慮し、地元救助部隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊による救助・救出技術の高度化、救助・救出体制の強化に努める。

6) 建物被害軽減対策

- 揺れによって損傷した建物が、その後の積雪で倒壊することによる人的被災を回避するため、地方公共団体は、積雪荷重による影響を踏まえた被災建築物の応急危険度判定を実施する体制の整備を図る。

(8) 文化財の防災対策

- 国、地方公共団体は、文化財の所有者等による建造物等の耐震化等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに、文化財の所在情報の充実、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。
- 地方公共団体は、文化財の所有者等による消火活動や文化財の搬出、保全活動、観光客等の避難・誘導等が迅速・的確に行えるような体制の充実を図るとともに、日頃からの訓練等を実施する。
- 地方公共団体は、文化財を含む地域のまちづくりの中で、文化財の周辺地域としての環境や景観の保全に配慮しつつ、都市の整備、地域の自主防災組織が利用できる消防水利の整備等により地域の防災力の向上を目指す。
- 地方公共団体は、火災による文化財の延焼を減ずるため、文化財周辺の街路樹整備、公園・空地整備、消防や地域による消火活動のための施設の整備、建築物の耐震化・不燃化等を進める。
- 地方公共団体は、津波による被災の可能性が高い文化財がある場合は、必要に応じて、その文化財としての価値の適切な継承にも配慮しつつ、当該文化財を安全な場所に移すこと等の可能性を検討する。
- 地方公共団体は、文化財の保全場所や住民・観光客等の避難場所を整備し、地震発生後の対応に配慮する。

- 地方公共団体は、自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により、文化財を有する地域全体の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化財の搬出・保全活動、住民や観光客等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。

(9) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- 国、地方公共団体は、オリンピック・パラリンピック東京大会で使用する施設や地域のインフラについて、既存・新設を含めて耐震性や液状化対策等を確認し、必要に応じて改修や補強等を進める。
- 国、地方公共団体等は、外国からの来訪者、要配慮者等に対し災害時でも安全を確保できるようにするための緊急地震速報等の多言語化、公共交通機関、ホテル等の従業員や同大会ボランティア等による避難誘導の取組等を促進する。また、都市内のサイン計画、ピクトグラムの標準化や災害時の対応行動の可視化など、様々な手段による防災情報の伝達対策に努める。

5. 特に考慮すべき二次災害、複合災害、過酷な事象への対応

- 大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において他の災害が複合的に発生すること等が考えられることから、国、地方公共団体は、複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、対策を検討する。
- 国、地方公共団体、施設管理者は、大規模地震発生後、庁舎、学校施設等の公共施設、道路、鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、同報無線等の防災上・社会生活上重要な施設の破損等の有無について緊急的に点検を実施し、支障がある場合には迅速な補修を行うとともに、防災行動計画（タイムライン）の策定等を推進する。
- 原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、大規模地震発生後、二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常が見られる場合は関係法令に従って速やかに対処するものとする。
- 大規模地震発時における有害物質の排出・流出等により、環境汚染及び国民の健康被害が生じることがないよう、有害物質の貯蔵状況等に関する情報共有、有害物質排出・流出時における監視・拡散防止等について、国と地方公共団体が連携して的確に対応する体制を構築する。
- 国、地方公共団体、施設等の管理者は、余震や地震発生後の降雨により、緩んだ地盤の崩壊や損傷した構造物・施設等の倒壊、そして、河道閉塞（天然ダム）が形成された場合には決壊等を引き起こす可能性があることから、調査・点検、被害予測、情報提供、応急措置等を迅速に行うため、土砂災害に係る二次災害防止活動の実施体制の整備を図る。
- 国、地方公共団体は、大規模地震発後の点検結果によっては各重要施設が十分に機能しない場合があることを考慮した上で、台風の強度や進路等の気象状況を踏まえ、風速、雨量、河川水位及び潮位の状況、土砂災害警戒情報、気象警報の発表状況等に応じた適切な避難勧告・指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。
- あらかじめ設定している避難場所や避難路が地震・津波の被害により使用できない可能性があること、地震・津波により避難所や仮設住宅等に避難者が移動していること等から、地方公共団体は、災害に応じた避難場所や避難路について改めて設定し、周知徹底を図るとともに、実践的な防災訓練を実施する。
- 国、地方公共団体は、大規模地震と事故災害が複合的に発生する、いわゆる複合災害が発生し、対策本部を複数設置した場合は、災害対策要員が限られること、異なる事象への同時対応の困難性等を踏まえて、それぞれの災害に応じた役割分担の明確化、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。この際、国は、内閣総理大臣をトップとする強いリーダーシップの下、迅速な意思決定に資するべく、可能な限り事務局の業務プロセスの明確化、一体化を図る。
- 南海トラフ巨大地震や相模トラフ沿いの大規模な地震が発生した場合、東海道

新幹線や東名高速道路が被災し利用ができなくなる、いわゆる「東西分断」が発生するおそれがあることから、国、地方公共団体等は、長期的視野に立った交通網の充実に努める。

- 地方公共団体は、危険な建築物への立ち入り規制や、住宅等の危険度判定を早急に実施するなど、二次災害の防止に関する計画を策定するとともに、人的被害を最小化するため、地震発生の時間差を考慮した危険地域からの避難、住居内や地域での防災対策のあり方等について検討する。
- 国、地方公共団体は、土砂災害、地盤災害による二次災害防止を図るため、地震後の緊急点検・調査体制の整備や避難場所への適切な避難誘導等を行い、必要に応じて応急対策を実施する。

6. 本格復旧・復興

(1) 復興に向けた総合的な検討

- 大規模地震に伴う甚大な被害からの復興は、単に防災の観点のみならず、総合的な国土利用の観点から新たな地域像の構築に向け、長期的な視点も含めて災害に強い地域づくりがなされるべきであり、さらに、限られた資源の下で、復旧・復興の優先順位を検討しておくことが重要である。国は、このように想定される様々な課題に対して、関係機関の緊密な連携のもと総合的な検討を行う。
- 国、地方公共団体等は、津波災害等で膨大な数の行方不明者や遺体の捜索が長期化する場合、災害応急対策と復旧・復興対策を並行して進めることも想定して対策を検討する。
- 国は、円滑かつ迅速な復興の推進を図るため、復興対策本部の設置や復興基本方針の作成、被災した市町村による復興計画の作成及び当該計画に係る土地利用計画の変更等の手続きのワンストップ化や復興整備事業に係る許認可の要件緩和等について定めた、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月21日法律第55号）の運用の推進を図る。
- 国、地方公共団体は、発災後を想定した関係者間の合意形成の進め方等のように、目指す地域像を実現するための方策の検討や、復興理念等を念頭に置いていた平常時からの地域づくりの実践方策の検討を行う。
- 国、地方公共団体は、復興の基本理念の共有、目指すべき地域像の策定プロセス、復興を推進するための本部設置等の実施体制及び発災後からの時間軸に沿った実施手順の整理やそのマニュアル化等について検討する。また、被災後の地域社会の回復力を高めていく手法について検討する。
- 都市部は、地籍整備が遅れており、また土地家屋の権利関係も複雑で、災害による死者・負傷者等が多数に上ったり、地権者が離散している場合等における権利関係を巡る調整には多大な困難を伴うことから、国、地方公共団体等は、災害危険性の高い地域において、地籍調査の実施や地域のインフラ・ライフラインの情報整備等を促進させる。
- 企業は、リスクファイナンシングの充実等による復興資金の確保策についても検討する。

(2) 被災者等の生活再建等の支援

- 被災者の自立的生活再建の支援、被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を早期に実施するため、地方公共団体は、速やかな仮設住宅の建設と自宅再建のための支援を含めた援助・助成措置について広く広報するとともに、罹災証明書の迅速な交付体制の確立等による支援措置の早期実施のための体制づくりを推進する。
- 国、地方公共団体は、復旧・復興に要する資金調達が非常に困難となる可能性を踏まえ、地震保険の普及等の制度の充実に努める。

- 被災者の生活再建を本格化させるためには、被災地域の労働環境が整備されていることが必要不可欠であり、国、地方公共団体、民間事業者等は、復興事業の進捗も踏まえつつ、官民挙げての総合的な対策を行う。
- 生活再建に関する相談員等の支援活動が行政、社会福祉協議会、NPO 等の様々な組織形態で行われているが、国、地方公共団体は、これら支援組織間での情報共有や役割分担のあり方についても検討する。

(3) 経済の復興

- 被災地域では事業所や工場等の被災、労働力の低下等による経済的な影響が生じるほか、全国的にもオンリーワンの技術を保有する企業の被災等によるサプライチェーン寸断による生産額の減少、中枢機能の低下等による経済的な影響が生じ、企業活動が停滞するのみならず、被災地域外や海外への撤退等による不可逆的な事態となるおそれがあることから、国、地方公共団体、事業者等は、これらの影響を最小限に抑えるよう、ライフライン及びインフラの確保、民間事業者による事業継続の取組等により、早期の本格復旧・復興に官民挙げて取り組む。
- 被災地域における中小企業や伝統産業等にあっては、地域全体の復旧・復興が長引いた場合、事業の運営が立ちいかなくなることも想定されることから、国、地方公共団体、事業者等にあっては、事業継続計画の作成の促進、被災時の復興支援策について検討する。

7. 対策の効果的推進

- 国は、本大綱で掲げられた各事業が効果的、計画的に実施されるよう、想定する地震毎に、必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた特別措置法の基本計画や地震防災戦略に基づき対策を推進し、定期的にフォローアップを行う。
- 国は、災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した応急対策に係る方針について、適宜見直し、より実践的なものとしていく。また、地方公共団体においても、上記方針を踏まえ、必要に応じ、広域災害に対応した防災計画の見直しを行う。